

政策資料

9

POLICY AND LEGISLATION

1995 No.348

■卷頭言

現在の日本について考える 大畠章宏

■特 集

第17回参議院選挙政策等一覧

■資 料

'96年度概算要求始まる

日本社会党政策審議会

「政策資料」号外

第130・131・132国会 [1995年版]

国会報告

村山内閣の歩みと実績、課題(全記録)

議員、政策担当者、党員、研究者必携！

6月下旬発行予定 好評予約受付け中

A5判約270頁 予定頒布価格1,200円(10部以上割引あり)

村山社会党首班内閣誕生1年。阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、円急騰など直面する幾多の課題に即応するとともに、村山内閣は「やさしさ着実内閣」として行財政改革、経済改革、政治改革、戦後50年問題、国際貢献の実績を積み重ねてきた。

本書は、村山内閣誕生以来の歩みと実績をまとめ、その取り組んだ全課題、全法案の内容と審議経過、各党の態度等を網羅している。連立時代の政治の軌跡を記した永久保存版。

編集・発行(問合せ)

日本社会党政策審議会

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院第1議員会館

TEL 03-3581-5111 内線3880~4

FAX 03-3580-8068



現在の日本について考える

大畠 章宏
政策審議会副会長

「スーパーで三人の女性が銃殺される」「ホテルの客に隣室から銃弾」「信号で停車していた車中の男性が銃で撃たれて死亡」「走行中の車が銃で撃たれる」など、驚くべき事件が8月上旬相次いで発生した。このニュースは、オウム真理教問題で一気に社会不安が増した日本社会に追い討ちをかける形で報道された。これまで維持してきた日本の伝統的社會秩序が崩れはじめた感がある。その原因はなにか。「脱亞入欧」をめざし、経済成長中心主義で来た明治以来の社會構造そのものに原因があるとの指摘が多い。私たちは、この深刻な日本の現実に、いま直面している。この現実を直視し、教育制度、産業・経済・社會構造、高齢福祉政策など、長期的展望に立った対策が必要。

現在の政治に対する国民の大きな不満のひとつは「国民の声が政治に反映されていない」事だと指摘されている。官僚に依存し過ぎて来た日本の議会制度そのものを改革し、優秀な官僚の皆さんとの知恵と経験を活かしながら、国民の声に基づく政策をつくり、決断し実行する議会制度に改めなければならない。議員自身の政策面での責任と負担が大きくなるがこれは民主主義の原則である三権分立の基本に照らして当然の事であり、欧米の議会制度などを参考にしながら大胆に改革しなければならないと考える。

今年は、戦後50年。沖縄や広島、長崎をはじめ戦争で大きな被害を受けた各地で、戦争の悲惨さを思い起こし、これからも平和で安

心して暮らせる世界を求めるいろいろな催しが企画された。なぜ、戦争は起こるのか。現在や過去の戦争の歴史を振り返ると、民族間の対立や経済圏拡大などのために戦争は繰り返されてきた。アメリカの友人から、「今日、自由貿易圏の拡大により地球上の戦争は減少した。しかし、同時に自由貿易により、経済力のある国の文化が弱い国の文化を滅ぼすから注意が必要」との話を聞いた。なるほど、文化のひとつである日本の服装は、すでに、和服から洋服になってしまっている。同時に、「アメリカの家族制度が不安定な中で、日本の文化「家族制度」はすばらしい。」との意見。しかし、従来の伝統的家族制度（祖父母、両親、子供が同居し、共同生活する形態）は少なくなり、経済社会構造の変化に伴い、核家族化が進んでいる。高齢福祉問題を含め、日本の社会構造の基盤である「家族」の構造が大きく変化してきている今日、改めて、欧米と異なる歴史と哲学、文化を持つアジア社会において、「人間が生きること」「幸せとは何か」を改めて考え、目指すべき社会や経済機構を真剣に検討する必要がある。

以上の事を考えただけでも、今日の日本は大変な状況にある。政党も政治家も経済界も国民も目先の損得でなく、平和で安心して暮らせる社会を目指し、中長期的展望の基に何をいますべきか真剣に考え、英知を結集し、行動を開始しなければならない時と考える。

（おおはたあきひろ・衆議院議員）

政策資料 9 1995年 No.348

卷頭言	現在の日本について考える	大畠章宏	1
特集	第17回参議院選挙政策・声明・談話		
	6.17 第132通常国会を終えて（久保書記長談話）	4	
	6.22 水俣病問題解決の与党合意にあたって（久保書記長談話）	5	
	6.24 景気対策・経済構造改革の提案（書記長＝鹿児島市）	5	
	6.30 村山内閣成立から一周年を迎えて（書記長談話）	7	
	7.5 新しい政党・私たちの考え方—歴史を継承し歴史を発展させる（中執）	8	
	7.6 参議院選挙公示にあたって	9	
	7.11 アウン・サン・スー・チー女史の自宅軟禁解放について（書記長談話）	10	
	7.11 NPO（非営利市民団体）・NGO（非政府組織）の法人格付与制度の確立に向けて（関山政審会長＝長崎市）	11	
	7.13 後半戦を全力で闘い抜こう（在京幹部会声明）	12	
	7.13 党の命運を賭けて参議院選挙に勝利しよう—自治体議員に訴える（村山委員長）	13	
	7.13 1996年を軍縮元年に（久保書記長＝山口県宇部市）	14	
	7.13 首都機能移転五原則を提唱する（関山政審会長＝前橋市）	15	
	7.13 新進党の米沢副党首の発言について（関山政審会長談話）	16	
	7.15 21世紀に向けた教育への投資について（久保書記長＝大宮市）	17	
	7.18 3つの政策争点を明示する（久保書記長＝鳥取市）	19	
	7.18 すべての社会党員と支持者に訴える（久保書記長）	20	

7.20	大接戦を勝ち抜く、最終盤の闘いに奮起を（在京幹部会ア ピール）	21
7.20	フランスの核実験再開に対する党の態度（在京幹部会）	22
7.23	投票日にあたって（党声明）	23
7.24	参議院選挙結果について（久保書記長談話）	23
7.24	参議院議員選挙結果について（村山委員長）	24
※	開票結果	25

資料

高齢社会対策基本法案		
参・国民生活に関する調査会長提出	31	
中国の核実験に抗議し、フランスの核実験に反対する決議（案）与党 衆・参決議	34	
APECにおける農林水産物問題についての申し入れ		
与党農水調整会議	36	
1996年度の概算要求について	閣議了解	37
概算要求に当つての基本方針	政策調整会議	42
1996年度防衛関係予算 概算要求基準枠の設定にあたつて		
与党防衛調整会議	43	
" 防衛関係予算の概算要求基準枠の設定結果について		
党安保調査会	44	

政策の焦点

介護休業法制化の意義と今後の課題	
長谷川崇之	45

第17回参院選挙政策・声明・談話

1995.6.17

第132通常国会を終えて（談話）

日本社会党書記長
久保亘

1. 第132通常国会が本日閉会した。今国会で社会党は村山政権の首班与党として阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件、未曾有の円高突入など国民生活の安全と安定にかかる緊急事態に即応するとともに、政治、経済、行政をはじめ総合的な改革を着実に推進し、成果を納めることができた。

1. 生活者優先、軍縮、高齢社会対応などを盛り込んだ95年度予算を異例のスピードで成立させるとともに、94年度予算の補正予算、および95年度予算の補正予算を成立させ、景気対策、震災緊急対策、復興対策を促進することができた。また立法面では、介護休業法制化、リサイクル法、地方分権推進法、軍転特措法の成立など、数多くの意義ある成果を見た。

1. 衆議院で採択した「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」は、日本の植民地支配や侵略的行為の事実を国権の最高機関として初めて認識し、その「反省の念」を率直に表明したものである。しかし、野党・新進党が出席を得ない決議となったこと、三党政権合意に対する自民党の態度が衆参で異なり、

一院だけの決議となつたことは極めて残念である。党は国会決議の精神を踏まえて、8月15日の戦後50周年の政府主催の記念行事を成功させるとともに、政府声明ではアジア近隣諸国との信頼関係構築をめざす未来思考の政府の意思を明確にすることを求めたい。

1. 二信組問題では集中審議や政治家を含む証人喚問、参考人招致を行ない、信用不安と政治不信の解消に努めたが、さらに継続した全容解明が必要である。また水俣病の和解問題では解決への糸口をつくることができたが、部落解放基本法の制定には至らず、三与党の新たな政権合意の中で取上げることに努め、次期国会での制定を期したい。

1. わが党は今国会の成果と、積み残された課題の解決を率直に国民に訴え、理解を求める所存である。7月の参議院選挙では村山政権に対する民意が、初めて表明される機会である。党は政権の成果とともに、新しい政治勢力の結集による政治の改革を訴え、国民の支持を求める決意である。

以上



談話

1995・6・22

水俣病問題解決の与党合意にあたって

日本社会党書記長
久保亘

1. 水俣病問題の解決について与党の合意が得られ、本日、村山総理に報告された。その際、総理から政府として早期解決に向けての具体的推進について強い決意が述べられた。

1. 水俣病問題は、わが党が発生以来長きにわたって取り組み、被害者の完全救済を政府に対し強く追ってきた問題である。本問題の解決の政府方針が、村山内閣のもとでまとめられることになったことは、わが党的政治責任を果たしたものと考える。

1. 与党三党がそれぞれの立場とこれまでの経過を乗り越え、お互いに歩み寄り本問題

の解決方針を定めたことは、連立政権の一つの大きな成果である。また、本問題の論議を振り返ると、従来の行政の惰性とメンツにこだわる官僚とのたたかいでもあった。したがって、こうした経過の中から成案が得られたことは、二重の意味で政治の転換を図る役割を担ったと評価できる。

1. 今後、速やかに関係閣僚会議等所要の手続き、総理の遺憾の意の表明および金融支援策など政府としてるべき措置の推進を強く求めるとともに、引き続いて恒久的な医療対策の実施、地域の振興策などについて政府・与党一体となって推進する決意である。



1995・6・24（鹿児島／談話）

景気対策・経済構造改革の提案

日本社会党書記長
久保亘

1. 新日本創造計画について

景気の現状は、予断を許さない状況にある。昨年来、回復の兆しを見せ始めていた景気は、阪神・淡路大震災や急激な円高、金融不安などから、停滞・腰折れ状態にあり、景気対策

を急ぐ必要がある。景気の現状、また、迫られている経済の構造改革についての課題や問題点については、エコノミストや労働・経済など各界からいろんな指摘・提言が寄せられているが、認識に大きな違いはない。今、一番必要なことは、政治のリーダーシップによ

って、断固たる「対策」と「改革」に取り組むことである。

私は、景気対策と経済改革を強力に引っ張っていく超大型のナショナルプロジェクトが不可欠だと考える。政治・行政機能を新首都に移す「国会移転」と、立ち後れている生活関連公共投資、さらに情報、通信、科学技術、人材、福祉など21世紀型インフラを総合的に推進する「新日本創造計画」として、取り組むことを提案したい。この「計画」によって、持続的景気の安定と国際経済への貢献、新しい時代に対応できる経済構造の改革を実現させたい。

2. 国会移転・新首都づくりについて

首都機能の移転は、過密東京の地震災害対策、一極集中の是正、地方分権や規制緩和、環境など国政全般の改革推進を図ることができる。また、630兆円の公共投資基本計画の推進とあいまって経済構造の改革をリードすることができる。私は、国会移転調査会が出した「中間報告」をたたき台として、国民的議論を起こし、その具体化に向けて積極的に取り組むことを提案したい。新首都は、防災、環境、景観、21世紀インフラなどを備えたモデル都市づくりとする。

来春予定される国会等移転調査会の「報告」がされた後、速やかに、国会において移転時期等を含めた「首都機能移転の基本方針」を決定し、公表することが必要である。そのうえで、複数の候補地を設定し、各候補地の開発計画を比較検討したうえで、「首都機能移転基本法」（仮称）を制定すべきである。この「移転基本法」（仮称）には、①首都機能移転の基本方針を定めるほか、新首都の移転先地として複数の候補地を設定し、各候補地について関係自治体が参加する「新首都整備計画作業グループ」を設置する、②各候補地のそれぞれについて具体的な開発計画を公表、各開発計画を比較検討し、国会にお

いて移転先地を決定する手続きをとる、③土地投機等を防止するため、複数の候補地を発表した段階から強力な対策を講じる、④将来の移転先地について乱開発を防止するための制度、などを盛り込むことを考えている。

3. 公共事業の前倒しと第2次補正予算の編成について

景気対策に政府は、断固たる姿勢で臨む必要がある。具体策の第一は、95年度予算の公共事業を前倒し実施することである。国、公団が行う公共事業等の予算現額（使えるキャッシュフロー）は、5月末時点で約20兆5000億円ある。これを前倒しすることによる景気回復への寄与度は大きいものと判断する。第二は、景気対策と阪神・淡路の復興策を盛り込んだ95年度第二次補正予算の編成に着手し、秋の臨時国会で早期成立を図り、景気浮揚を確実なものにしたい。第三は、630兆円の「公共投資基本計画」を繰り上げ実施する。公共投資の今後のあり方として、環境、福祉、情報通信、科学技術、システム形成などソフト分野への重点的投入をすすめ、「21世紀型インフラ」の整備・促進を図っていきたい。これら分野は、いずれもその多くが建設国債の対象にならなかったことから整備が立ち遅れてきたものである。従って、これらの財源確保として、従来の建設国債とは区別した「創造的社会資本整備国債」といったものとして位置づける検討を急ぎたい。

また、この際、現在の景気状況が続くならば、来年度も所得税と地方住民税の特別減税を継続することを政府・与党間で明確にしたい。

4. 不良債権の早期処理について

景気停滞と不安の大きな要因となっている金融機関の不良債権の早期処理をめぐって、公的資金の導入や土地税制の緩和などが提案されている。社会党としても、不良債権の早

期処理が円滑に図られるように積極的に取り組みたい。不良債権の問題については、バブルで過大な利益をあげておいて、困れば公的資金の支援を求めるといったことに国民の強い批判と、公正・公平で、かつ透明な政策決定を下せる政治が求められている。

そのためには、経営者の自己責任の原則にあわせて、住宅金融専門会社（住専）等を含

めた金融機関のディスクロージャーによって不良債権の実態を明らかにすることが不可欠である。その上で、与党三党間はもとより、国会内に政策論議をたたかわす「不良債権に関する調査特別委員会」（仮称）といった機関を設置することを考えてみたい。タブーを設けることなく、公開の議論を通じて、早期の問題解決を目指したい。

△

1995・6・30

村山内閣成立から一周年を迎えて（談話）

日本社会党書記長
久保亘

1. 本日、村山連立政権が成立して一周年を迎えた。内閣を支えていただいた与党各党の協力と、国民の皆さんのご理解に感謝申し上げたい。この政権は、過去からの「負の遺産」の解決に追われることも多かったが、それをひとつひとつ着実に処理することで、国民の付託に応え、確実に戦後政治の流れを変えた。

その一つは、軍拡から軍縮への路線の転換である。戦後、わが国は軍備予算を拡大する道を歩み、世界でも有数の軍事力を持つに至った。村山連立政権はその40年の歩みに歯止めをかけ、ポスト冷戦にふさわしい軍縮方針に転換した。防衛予算の圧縮はその最も良い例となった。

1. 二つ目は、被爆者援護法の制定である。広島、長崎の被爆体験は戦後世界の非核・反核運動の原点となった。社会党は原爆被爆者の救済を求め、国の責任を明らかにしようと、過去、17回にわたって、被爆者援護法を国会

に提出してきたが、そのつど、自民党政権のもとで廃案にされてきたものである。しかし、昨年の臨時国会では同法を成立させ、被爆者の悲願に応える道筋をつけることができた。

1. 三つ目は、水俣病患者救済問題である。戦後日本の四大公害の一つであり、環境問題の原点ともなった水俣病患者救済問題は、連立与党の合意と村山首相の政治決断によって、公式発見から39年目に全面和解へのレールが敷かれた。

1. 四つ目は、過去の植民地支配と侵略行為に対する反省と恒久平和への決意である。戦争責任の問題は、アジア近隣諸国の信頼を回復するうえで、わが国の国会が明確な区切りを迫られた課題であった。これまで、自社の歴史観・戦争観の違いは大きく、激しく対立してきた問題でもあった。それを超えて衆議院で「歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議」を採択したことは、今後、具体的な戦後処理を進めるための基盤をつくったこと

を意味する。

1. これら戦後日本の四大課題については、わが党は一貫して内外政策の基本とし、どの党よりも積極的に取り組んできた。しかし、冷戦構造と「55年体制」のもとでは自社対決のシンボルとなり、38年間にわたる自民党単独政権下では、いずれも解決できなかった。こうした重要課題で自民党が社会党に譲歩し、課題解決への大きな一步を踏み出した意義は極めて大きい。社会党首班であればこそ、実現できたものといえる。

1. この間、阪神大震災、オウム事件、ハイジャック事件など予期しない災害や悪質犯罪が相次ぎ、戦後50年の「負の遺産」ともいべき「危機管理体制の弱さ」がクローズアッ

プされた。党は国民の安心と安全を確保するため、他の連立与党とともに、総理のリーダーシップ、官邸機能強化と補佐体制の確立を盛り込んだ法案を作成し、早期成立を図る決意である。

1. 村山連立政権は福祉、人権、公正の理念のもとで、新ゴールドプランや介護休業制度法制化などの少子・高齢社会への対応、環境基本計画策定やリサイクル法制定、ウルグアイ・ラウンド対策などの環境保全と農業振興、そして経済改革の推進など、新しい政策にも着手してきた。村山連立政権の実績を発展させるためには、今次参議院選挙で社会党議席を一つでも多く確保することが重要であり、広範な国民の支持・協力を訴えたい。

以上



1995・7・5

新しい政党・私たちの考え方

—歴史を継承し、歴史を発展させる—

日本社会党

今回の参議院選挙では、93年に始まった連立政権の是非が、はじめて国民に審判されます。その結果は連立政権を発展させることになるのか、それとも再び自民党単独政権への道をつくることになるのか——日本の針路を大きく左右します。日本社会党は自民一党支配の55年体制にかわる新しい政治の枠組みは、複数政党による連立政権以外にないと考えており、国民の審判を通じて、連立政権時代を確実なものにしていく決意です。今回の参議院選挙で社会党が躍進し、連立政権の一翼を担うことによって、国民に分かりやすい政治

を実現することが出来ると確信します。

私たちは、村山連立政権の一年にわたる政権実績の上に、これから50年の針路を定めることにします。その際の理念は、明治以来の産業優先の政治から、生活者優先の政治・経済・社会・文化へと転換することであり、国民主権と恒久平和、基本的人権と国際協調を発展させることにあります。

世界と日本は大きく変化しました。人びとの価値観も多様化しています。日本の政治をこうした変化の時代にふさわしいものとするためには、新・旧ふたつの保守勢力に対抗で

きる「もう一つの新しい政党」をつくるなければなりません。それは、人間の尊厳を重んじ、より市民的な自由を発展させることのできる政党であり、市民の政治参加と社会的公正、人びとの連帯をかぎりなく追究する政党です。これが私たちのつくる新しい政党像です。

私たちは、社会党の歴史的な役割が終わり、駄目になったから「もう一つの新しい政党」をつくろうとしているではありません。新しい時代における新しい役割を果たすために「もう一つの新しい政党」をつくろうと主張しています。

社会党の新しい役割とは、一つには有権者の政治選択の機会をひろげるため、新・旧保守の二大政治勢力を固定化させないこと、そして、二つには「憲法理念の尊重」という

「社会党50年の歴史」を引きつぎ発展させることにあります。

社会党がつくる新しい政党は、勤労市民と生活者の利益を代表する政党です。その政党づくりのパートナーは、市民社会のさまざまな団体であり、個人です。政界再編は幕を開けたばかりであり、社会党は、人びととの長い共同作業を通じて、政治家や政治グループを結集していく決意です。

これから政界再編過程で大きな力をもつために、私たちはまず、今回の参議院選挙に勝ち抜き、ひとつでも多くの議席を確保して、社会党自身の体力を蓄えたいと考えています。戦後50年の節目にあたる歴史的な転換期の選挙で、広範な人びとが日本社会党に対する絶大な支持・協力を寄せられることを心から訴えます。

△

1995・7・6

第17回参議院議員通常選挙の公示にあたって

日本社会党中央執行委員会

第17回参議院議員通常選挙が本日、公示されました。

この選挙は、連立政権と政界再編の時代に入って初めての国政選挙であり、21世紀への日本の進路を決定づける重要な意義をもっています。とりわけ、私たち日本社会党にとっては、政権与党、なかんずく首班与党として初めて迎える選挙であり、厳しい情勢をはね返し、全党の力を振り絞って勝ちぬく決意です。

この選挙で問われている争点の第一は、「連立の時代」を継続発展させることです。

連立政権は、社会党が中軸として参画することによって、憲法の実現を掲げて内外の懸案を解決し、民意を反映して着実な成果を挙げてきました。保守単独政権の復活を許すことなく、連立政治をより良いものに発展させるためには、社会党の議席を伸ばすことが不可欠です。

第二は、市民の政党不信を払拭する「再編の時代」を選びとることです。国民の選択肢を狭める保守二党にならないために、民主主義とリベラルの大きな結集が今こそ必要です。社会党は、広範な市民が参加でき、21世紀の

日本をリードできる新しい政党づくりを目指しています。その中軸を担うしなやかな力を、社会党に与えていただきたいのです。

第三は、新しい「分権の時代」の実現です。日本が直面する改革のカギは、政・官・業ゆき着構造を打破し、中央集権の官僚依存政治を脱却し、地方分権と情報公開を進めることにあります。社会党が各都道府県で公認・推薦した候補者は、地域の民主主義を代表し、地域に活力をもたらす最も良い味方となります。

社会党は、50年の党の歴史を貫く日本国憲

法の精神をしっかりと継承し、一步一步実現を図る政権勢力として、大きくウィングを広げたいと願っています。5人の女性を含む18人の比例代表名簿には、こうした新しい社会党を象徴する各界の多彩な人材を、自信をもって登載することができました。

7月23日の投票日には、比例代表は日本社会党、選挙区では、社会党の公認、推薦する候補者へと、圧倒的な国民の皆さんのご支援をお願いします。

以上



1995・7・11

アウン・サン・スー・チー女史 の自宅軟禁解放について

日本社会党書記長
久保 亘

1. ミャンマーの国家法律秩序回復評議会（S L O R C）が本日、アウン・サン・スー・チー女史の無条件解放を発表したことを、同国における民主主義回復の一歩として歓迎する。

2. わが党は、社会主義インターナショナルの加盟党として、ミャンマーにおける民主主義の擁護に向け努力を重ねてきたところであり、先月もわが党の田辺誠元委員長（社会主義インターナショナル副議長）が、入国を拒否されたものの、インター代表団を率いて同国訪問を計画していた。今回の措置はこのような国際的努力の結果であると確信している。

3. わが党は、今回の決定を受け、ミャンマ

ーのS L O R Cが先の総選挙の結果を受け入れて政権を引き渡すとともに、他の政治犯の無条件釈放、人権問題の改善など引き続き民主化に向けた措置をとることを強く要望する。



△
1995・7・12（於；長崎）

NPO（非営利市民団体）・NGO（非政府組織） の法人格付与制度の確立に向けて

日本社会党政策審議会長
関山信之

1 今日、NPO／NGOは福祉、環境、国際協力など多様な分野で活発な運動を進めているが、これは70年代における既存体制への異議申立てとは異なり、自立した市民が事業を開拓したり、提案型活動に挑戦したりしながら、社会と経済の新しい編成に積極的関わりを持とうとする動きである。

「市場の失敗」や「政府の失敗」と言われるよう、市場部門でも政府部門でも十分に対応できない新たな生活課題に取り組むことによって、両部門とのネットワークを形成しつつ、連帯型社会の主要なアクターとしての役割を果たし始めている。

2 アメリカなど先進諸国と比較して大きく立ち遅れているNPO／NGOに対する公的支援の強化が急務となっている。連立与党は

「NPOプロジェクトチーム」を設置し、2月から支援策を検討してきている。「当面の重点政策」（6月30日）の中でも支援策の立案を急ぐことで合意を見たところ。

3 税制優遇措置や資金援助等を含め多くの支援方法が考えられるが、NPOに独立した法人としての権利能力を与え、契約主体等になることを可能ならしめ、同時に、NPOの社会的認知を促進する法人格付与制度の確立を優先課題にする方向で与党間の意見が一致している。

政策の基本方向として、法人格取得の要件と税制優遇措置や資金援助を受ける要件を切り離し、前者はより緩く、後者はより厳格のものとする。

4 社会党の法人格付与制度に関する基本的考え方は次ぎのとおり。

(1) 現行公益法人制度のような主務官庁の自由裁量主義に基づく許認可制を排し、NPO法である「市民活動促進法」（仮称）（民法33条による特別法）を新たに制定し、準則主義に基づき、比較的容易に法人格が取得できるようにする。

(2) 法の「目的」として、「市民活動を促進し、市民社会の発展に寄与する」旨を明記し、新たな市民法の制定を目指す意図を明確にする。

(3) 「定義」の中で、法人格付与対象のNPOの性格付けとして、①自立性、②非営利性、③社会の普遍的利益の追求（公益性）を有する団体とする。

(4) 準則に基づく登記によって法人格取得ができるものとする。法人格取得の要件に基金は必要としない。一般的監督事務を行うなどのため都道府県に届出る。都道府県の事務の性格は団体事務。

(5) 法人格は比較的容易に取得できる代わりに、毎年の活動報告の都道府県への提出などディスクロージャーを義務づけ、それらを

順守しない法人には一定のペナルティを課す。情報公開は、N P O 法人の責任（アカウンタビリティ）を高めるために不可欠。

(6) 前項と同趣旨から、著しく社会の普遍的利益に反したり、悪質な虚偽記載があった場合などは、都道府県（知事）、利害関係者の請求により、または職権により裁判所が解散命令できる規定を置く。

解散後の残余財産は国または地方公共団体もしくは類似目的の法人に帰属させ、出損者のものとしない。

5 税制措置として、

(1) 法人課税について、本来事業に対しては非課税とする。収益事業に対しては公益法人税制等とのバランスを考慮し検討する。

(2) N P O 法人への個人寄付金控除制度を設ける。水準等は今後の検討課題。

6 参議院選挙終了後、与党プロジェクトでの議論を精力的に進めてもらい、できるだけ早く国会で議員立法として成立させたい。遅くとも来年の通常国会。

1995・7・13

後半戦を全力で闘い抜こう（声明）

日本社会党中央本部在京幹部会

すべての党員、党支持者、支持団体のみなさん。

社会党が政権政党となって初めて迎える参議院選挙に、昼夜を分かたず、ご奮闘いただいていることに深く敬意を表します。党中央は、総理大臣である村山委員長を先頭に全国津々浦々を奔走し、総力をあげて得票の上積み、議席の獲得をめざしています。

公示以降、各党の論戦で明確になったことの第一は、村山政権の実績と評価をめぐる与野党の対決であり、この選挙結果が夏以降の政局の安定と経済の順調な立て直しができるかどうかに直結するということです。第二に、保守二党化を許さない民主・リベラルの第三極をつくりうるかどうかの、極めて重要な分岐点になるということです。

わが党の政策と主張は、確実に有権者の間に共感を広げ、「社会党がんばれ」の声と手

応えは、日増しに力強いものとなっています。現在、公示前に流布された「社会党惨敗」というマスコミ予想に対する危機バネが働き始めており、私たちは、渾身の力でこれに応えなければなりません。それは選挙準備の遅れを一挙に取戻し、内部の悲観主義、敗北主義を速やかに克服し、当落線上にある多くの党公認・推薦候補への支援をもうひと回り広げること、「比例代表は社会党へ」という訴えをより広げることにほかなりません。

後半戦、終盤戦の残り少ない時間を、可能で合法的な、あらゆる選挙手法を駆使し、全力で戦いぬかれるこを中央本部は強く訴えます。

党の命運を賭けて 参議院選挙に勝利しよう

—自治体議員に訴える—

内閣総理大臣 村山富市
日本社会党委員長

自治体議員の皆さん。統一自治体選挙についての参議院選挙へのとりくみに心から敬意を表します。

選挙戦も余すところ10日あまりとなりました。党は、厳しい情勢のなかで激しい闘いを展開しています。最後の追い込みにより、社会党の命運を賭けた闘いに展望が切り開かれるように、格段のご奮闘を心からお願ひいたします。

社会党委員長である私が連立政権の内閣総理大臣の重責を担って、はや一年が経過しました。

私はこの連立政権において、三党合意のもとに、憲法の理念を現実の政治の場で実現することをめざしてきました。そしていま、決して十分とはいえないながらも、いくつかの重要な成果を挙げえたと確信しています。戦後の悲願であり続けた被爆者援護法の成立、39年ぶりの水俣病の解決や軍縮をめざし防衛費を圧縮し、沖縄米軍基地の返還・縮小にむけては軍転法を成立させました。福祉、生活分野では、少子・高齢化時代に安心を保障する新ゴールドプランやエンゼルプランに着手し、介護休業の法制化に成功しました。WTOの設立にともなう国内農業対策に力を注ぎ、政治改革に不可欠な地方分権推進法も成立を見ました。そして、戦後50年の節目の年に「過去を反省し未来の平和を誓う」国会決議が実現できたことも、これから日本とアジアの関係のために極めて重要です。

他方、国民生活に多大な犠牲を強いた阪神・淡路大震災や地下鉄サリン事件などによる社会不安、異常な円高にともなう経済不安、統一自治体選挙の「政党支持なし層」に象徴された政党不信など、なお国民の政治と政党をみる目が依然厳しいものであること、謙虚な姿勢で受け止めているところであります。

世界と日本が大きく変化する中で、山積する国民的課題に対し三党合意を着実に実行し、国民の政治への信頼をとりもどすために、今後も一層の努力をしていく決意であります。そのためには、まずこの参議院選挙で村山政権と社会党が国民の信頼をえなければなりません。

党は先の臨時党大会において、新たな政党づくりにとりくむことを全党で確認いたしました。二つの保守党とは峻別された第三極の政党、すなわち社会民主主義、民主主義、リベラル勢力の結集こそ、結党50年を迎えた社会党にとって最大の事業であるとの認識であります。そのためにはどうしても、この参議院選挙に勝利して勢いをつけねばなりません。

全国の自治体議員のみなさん。私たち社会党は、厳しい情勢を認識しながら、連立政権の成果と社会党の果たす役割について自信をもって国民に訴えていこうではありませんか。残る選挙戦に電話戦術、親書活動などあらゆる選挙活動を実行し、社会党周辺の支持者を固めるとともに、自民党、新進党ではない有権者へのアプローチを積極的に行ない、選挙

区選挙と比例代表選挙を闘い抜いてください。
皆さんのご奮闘を心からお願ひいたします。

私も、残された選挙戦を全力で闘う覚悟で
す。

1995・7・13（於山口県 宇部）

1996年を軍縮元年に

日本社会党書記長
久保亘

村山内閣は、95年度予算において、冷戦後の国際情勢を踏まえて、防衛予算の伸び率を0.855%に抑え、とくに正面装備費は契約ベースで6.5%削減するなど、わが国の軍縮姿勢を国際社会に明確に示すことができた。

わが党としては、今年度防衛予算で示された軍縮姿勢を、来年度予算においても、さらに明確なものにしていく必要があると考える。中でも、本年は中期防衛力整備計画（1991～1995）の最終年度に当たり、政府において来年度以降の防衛力のあり方の検討を行っていくことから、冷戦後の新時代に対応した軍縮プランを盛り込んだ中期的な防衛計画を策定して、それに基づいて自衛隊の縮小と再編成に段階的に取り組んでいくべきである。また、自国の防衛力の再編とともに、国際軍縮とともにアジア太平洋地域の軍縮・軍備管理、安全保障対話などで積極的貢献を行う必要がある。

したがって、わが党は96年度を「軍縮元年」と位置づけ、わが国の軍縮姿勢を内外に明確にできるように、下記の課題に取り組む。

1. 96年度防衛予算については、とくに後年度負担が重くのしかかるという悪条件があるが、今年度に引き続き主要正面装備の切り込みを軸に最大限抑制する。他方、国民の期待の高い自衛隊の災害救援能力の充実をはかる。

2. 防衛計画大綱の見直しについては、冷戦時代の防衛力整備計画的な発想から離れて、冷戦後の新時代に対応した「軍縮プラン」を盛り込んだ内容にする。したがって、自衛隊の規模・装備・態勢をスリムで効率的なものにすること、さまざまな危険への対応力、災害救助への支援態勢の充実とテロ防止活動への支援協力をはかること、軍縮・軍備管理などの安全保障環境の構築に貢献すること――などの具体化のため、積極的な提案を行っていく。

3. 国際軍縮への貢献については、スウェーデンのストックホルム国際平和研究所（S I P R I）の経験に学び、わが国の被爆体験を踏まえて、核および通常兵器の軍縮に向けて、わが国として知的リーダーシップを発揮できるよう、国際軍縮・平和研究所（仮称）の設立をめざす。設立構想をすすめるに当たって、第一にその研究内容・人的構成・運営において政府から自立したものにすること、第二に、世界各国、なかでもアジア太平洋諸国から研究者も参画する国際的なものにすること、第三に広島や長崎など自治体との協力をはかること――などを原則とする。

1995・7・13（於前橋）

首都機能移転

5原則を提唱する

日本社会党政策審議会長
関山信之

このほど、与党3党は「年内に候補地選定基準を策定するよう努め、2年程度をめどに候補地を決定する」という「当面の重点政策」を決定した。

首都機能の移転は、超大型のナショナルプロジェクトとして、経済対策の観点からもスケジュールの大幅な前倒しが必要である。社会党は、その早期実現に全力で取り組む決意であり、先に移転先地選定法とも言うべき「基本法」についても提唱したところである。

しかし、東京からの首都機能の移転は、国民の合意が不可欠であるにもかかわらず、未だ、国民にとっては、どこか遠い将来の問題であって、当面する課題とは受け止められていない。また、すでに「国会等の移転に関する法律」が定められたにもかかわらず、各党の間には、その取組み方に大きな差があり、態度も鮮明でない。

そこで、国民各層の広範な論議を巻き起こし、この問題に対する各党の基本認識をはっきりさせるために、社会党は「首都機能移転5原則」を提唱し、あらためて国民の前に首都機能移転の意義と目的を明らかにしたい。

社会党は、首都機能の移転を、単に官公庁施設を物理的に東京から移転させるものだと考えていない。「国会等の移転に関する法律」の前文にも唄われているように、移転と併せて「地方分権その他の行財政の改革等を推進すること」が重要である。首都機能の移

転は、国政全般にわたる改革の契機となるものでなければならない。

首都機能の移転は、明治以来続いてきた産業優先の「官が統治する時代」から、生活者優先の「市民が参加する時代」へと転換する大きな節目となるものである。社会党は、今世紀中の事業着手を目指して、その具体化を進めていく決意である。

首都機能移転5原則

- 1 【一極集中の是正】政治・経済・情報等の中枢機能が東京圏に過度に集中し、過密過疎の弊害が国土の均衡ある発展を妨げているばかりか、東京圏のさらなる発展の機会をも妨げている。首都機能の移転は、一極集中の構造を是正し、東京の限界を打ち破るものである。
- 2 【災害対応力の向上】仮に東京圏で大規模地震が発生すれば、首都機能が被災し、災害時の危機管理に支障をきたす。このため新首都は、東京と同時に被災する可能性のない地域に、早期に建設する必要がある。同時に、過密東京の都市構造を是正し、防災性の向上を図る。
- 3 【霞ヶ関の改革】新首都に移転する首都機能は、新たな集中をもたらすおそれのない必要最小限のものでなければならない。首都機能の移転は、地方分権と規制緩和を推

進し、中央省庁を再編して、旧態然とした政官財の癒着を断ち切り、簡素で効率的な政府を目指すものである。

4 【開かれた政治の確立】新首都の国會議事堂などの施設を具体的に検討していくことは、そこで機能する政治の望ましい姿を議論することである。首都機能の移転は、開かれた公正かつ透明な新しい政治を確立して、政治に対する国民の信頼を取り戻す契

機となるものである。

5 【市民が参加する新しい時代の象徴】新首都の建設は、新たな時代の区切りを明確にして、新しい社会の理念や価値観を象徴し、将来へのビジョンを示すものである。新首都は、国際平和を希求する我が国の立場を内外に示し、自然と共生する都市づくりを具体的に表現する。

1995・7・13

新進党の米沢副党首 の発言について（談話）

日本社会党政策審議会長
関山信之

1. 新進党の米沢副党首が11日、遊説先の新潟において「村山さんがいい人だ、というのは気違ひだと思う」と発言したことについて、わが党は、この発言が強い否定の意味で使われていることから、精神障害者に対する偏見と差別を助長するものであると判断せざるをえない。党は、同発言に対して、強い遺憾の意を表明する。

2. わが党は、この発言が野党第一党の首脳によるものだけにとくに重視する。したがって、米沢副党首本人の釈明で済むものではなく、新進党としても、人権認識の基本について改めて国民の前にはっきりと説明することが公党としての責務であると考える。

3. この際、わが党としては、障害を持つ人

も、持たない人も、ともに生きていくことのできる「優しい社会」をめざして、心身に障害を持つ市民の人権と地位向上に引き続き真剣に取り組んでいく決意を改めて表明する。



1995・7・15（於・大宮）

21世紀にむけた教育 への投資について（談話）

日本社会党書記長
久保亘

1. 國際化・情報化など激変する21世紀を生きる子どもたちには、未知の課題にも主体的・創造的に対応できる力、必要な情報を取捨選択し、多様な価値観や文化を理解するとともに自ら発信する能力が求められている。教育を通じて、創造的で個性ゆたかな人間、地球社会の発展に寄与する人材をあらゆる分野で育成することは、社会の活力を維持し、ゆたかで質の高い国民生活を実現する基盤となるものである。

2. 細川内閣から村山内閣に至る連立政権は、「教育は未来への先行投資」との位置づけを行ってきたところであり、その具体化が迫られている。教育への投資は、即効的な効果よりも、育てられた人材によって成果が期待されることから、21世紀を準備する今後の5～10年間において何をするかが決定的に重要である。社会党は、21世紀初頭に目標を設定し、中長期的な教育投資プランを策定し、それに基づいて重点的な投資を行い、ソフト面を含めた総合的な教育インフラの計画的整備を図ることが必要であると考える。

3. 教育投資プランについては、①基礎研究を重視した学術・研究基盤の強化、②国際性を育み、世界に貢献する人材の育成、③情報を主体的に活用できる能力の育成、

④生涯学習社会の実現にむけた基盤整備、
⑤個性を育み、一人一人を大切にする教育の推進—という観点から、今後、別紙のプランの具体化に取り組みたい。また96年度予算編成にあたっては、可能なものから先行実施に努力する。

4. これらの未来指向型の教育投資を促進するため、公共投資基本計画の前倒し実施、配分の見直しを図るとともに、予算シーリング方式のあり方や新型国債の発行等の検討に早急に着手する。また、投資を効果的にするためにも、教育改革を推進する。

5. 国際性を育むための歴史教育の重視に関連して、アジアに共通の歴史認識を形成することが重要である。そこで、①いま政府で準備しているアジア歴史資料センターの設立を急ぐ、②この秋にアジア諸国の代表を招き、同センターのアジア規模での活用方策について協議する場を設けるなどを提唱したい。

（別紙）

21世紀にむけた教育 投資プランの具体例

1. 基礎研究を重視した学術・研究基盤の強

化

①科学技術創造立国をめざし、研究の高度化・多様化に対応した基礎的研究基盤の強化に重点を置いて、大学、研究機関等の先端的な機器・設備の整備や研究スペースの確保を図る。②独創的な研究を進めるための若手研究者の養成・確保を図るために、科学研究費をすみやかに倍増する。特別研究員制度を大幅に拡充し、ポスト・ドクター（博士課程修了者）等1万人活用計画を推進する。③若者の理科・理工系離れを解消するため、観察や実験を重視し「創造と発見の喜び」を体感させる教育、魅力ある理工系教育を推進する。

2. 国際性を育み、世界に貢献する人材の育成

①会話能力の向上や多文化理解のため、小学校からの英語の導入をめざす。そのため、語学指導を行う外国青年招致事業（J E T プログラム）を拡充し、小・中・高校に一人を配置する。②アジア地域の言語を重視しつつ、高校では第2外国語の開設をめざす。そのためのカリキュラムの開発、外国人教師の登用をすすめる。③アジアとの共通の歴史認識の形成の可能性を探り、教科書や教材、研究者の国際交流、史料の発掘をすすめる。こうした成果を活用しつつ、現代史を中心とした歴史・文化教育を重視する。国際子ども図書館の設立を急ぎ、子どもたちが世界の歴史や文化に触れる機会を提供する。

3. 情報を主体的に活用できる能力の育成

①小学校から大学まで1人1台のパソコンを整備するとともに、マルチメディア等を活用した新しい学習システムの開発、専門家の養成、教職員の研修をすすめる。②生涯学習の基礎を養う情報センターとして学校図書館を位置づけ、蔵書の充実を図るとともに、マルチメディア室群として機能を強化する。③大学、研究機関では、インターネットの促進

など高度情報化をすすめる。④情報の分析・活用能力の育成や、実験・実習などによる体験教育を重視し、教育内容の精選と教科統合をすすめ、バランスのとれた教育の展開をめざす。

4. 生涯学習社会の実現にむけた基盤整備

①社会人の高等教育機関への受け入れ枠を3分の1程度に拡充し、リカレント教育を推進するとともに、I L O 140号条約を批准し、有給教育休暇の制度化を図る。②半数の学校が建築後20年を経て大規模改造期に入ることから、防災機能を加味しつつ、地域コミュニティ一づくりと関連した施設・設備の計画的な配置をすすめる。その際、学校の建設設計段階からの住民参加をすすめ、他の公共施設との連携を図るなど、「地域に開かれた学校」づくりをめざす。

5. 個性を育み、一人一人を大切にする教育の推進

①いじめや不登校に対応し、スクールカウンセラーを全校に配置する。②教職員定数を改善し、ドイツなどとならぶ先進国並みの水準をめざす。このため、第6次定数改善計画（93～98年度）を1年間前倒し、98年度からは第7次の改善計画に入れよう準備する。7次計画では、1学級を30人編成とすることをはじめ、チームティーチングやマン・ツー・マン指導など、きめ細かな多様な授業・活動ができるようにする。



1995・7・18（鳥取・会見）

3つの政策争点を明示する

日本社会党書記長
久保亘

1. 参議院選挙は最終盤を迎えた。国民・有権者が一票を投げる際の判断基準となる政策をめぐる争点の明示は、各党に課せられた最優先課題である。社会党は、政党政治の再生の在り方を示すとともに、景気・雇用など経済分野、福祉・災害対策など生活分野、軍縮・平和など国際貢献、そして行革・政治改革の政策争点を明示し、選挙戦に臨んでいる。しかし、これら政策の是非よりも、むしろ「獲得議席」の予測に関心が集中していることはきわめて残念なことである。議席獲得は、あくまでも政治・政策選択の結果である。

したがって、私は、各党が政策をもって競い合う選挙戦本来の姿とするため、三つの政策争点について明確にしたい。

2. 政策争点の一つは、景気回復と雇用の確保についてである。

景気回復は予断を許さない厳しい状況にある。自民党は、景気回復の決め手として地価税など土地税制の緩和と有価証券取引税の廃止などを主張している。これらは、バブル経済を生み出した政官業の癪着と企業の含み益依存体質に反省を欠いた考え方である。他方、新進党も同様の体質を抱えている。

社会党は、景気・雇用の重点政策として公共投資の追加拡大と経済の構造改革による雇用確保を主張している。具体的には、新社会资本を重点にした大型の第二次補正予算を9月までに編成し成立させる、規制緩和・地方分権・新首都建設の推進、新規事業に挑戦す

る中小企業・産業分野への支援、内外価格差の是正、貿易不均衡の是正・円の安定を積極的にすすめる。

また、景気回復の足引き要因になっている不良債権問題のディスクロージャー（経営情報の開示）、経営の自己責任など明らかするよう求め検討を急ぎたい。土地、株式問題でとるべき緊急政策はその中で明らかにしていく。

3. 二つは、軍縮の問題についてである。

私は、宇都市の会見で、96年度を「軍縮元年」と位置づけ、来年度の防衛予算についてギリギリの削減努力を行い、今年度の伸び率0.855%（正面装備ではマイナス6.5%）をさらに抑制して軍縮の方向を明確したいとする社会党の考え方を明らかにした。これに對して、自民党と新進党、防衛庁は「イージス艦やAWACS（空中警戒管制機）などの後年度負担1000億円、人件費500億円の増が必要であり3.2%増は譲れない。社会党は非現実的だ」と批判している。

防衛費の抑制になんらの努力もしないで、防衛庁の主張のみに根拠を求めた自民党などの主張は、批判されるべき官僚依存政治の典型である。マイナスシーリングの中でも聖域扱いされ、硬直してきた防衛予算に大胆にメスを振るうとともに、政治のリーダーシップによって、冷戦後にふさわしい軍縮の具体化と新しい防衛力の整備の方向を示す時にある。社会党の主張は、三党が新しくとりまとめた

「当面の重点政策」の合意に沿ったものである。

4. 三つは、戦後50年国会決議などの決着についてである。

与党三党における戦後50年問題の政策調整、また衆参での国会決議をめぐる与野党の折衝で明らかなように、日本が行った侵略戦争や、植民地支配の歴史的事実さえをも認めようとしない政治家が、なお少數ながら力を蓄えようとしている。とりわけ、自民党、新進党の中には、歴史的事実を否定するこれらの考え方方に同調する者も少なくない。こうした考え方には、戦後50年を節目に新たにアジアとの共生をめざし、平和・軍縮をすすめる上で大きな障害となる。保守二党の中のこうした動きに、私は強い危機感を持つ。

私は、各党・各候補者に対して「参議院でも国会決議を行うこと」を約束できるかどうか問いたい。また、社会党は、戦後50年にあたって総理大臣談話を8月15日に出すこと、延期になった政府主催の「戦後50年記念行事」を実施すること、に協力していく決意である。

5. また、政党政治の再生への姿勢について

明確にすることも重要である。

社会党は、自民党一党支配政権に終止符をうたせ、そして三党連立によって連立時代を定着させ、改革推進の役割を担ってきた。しかし、変化と安定を同時に求める国民は、連立政権に多くの要望・注文をしていることも確かである。その意味から、連立政権を構成する各党が政策合意を誠意を持って実施に移していくことが何よりも大事なことである。

社会党は、すでに民主・リベラルの結集による第三極づくりの構想を明らかにしている。私は、結集の「軸」として、①憲法の理念・精神を尊重する「憲法観」、②政府の役割を効率と公共性を兼ね備える「賢い政府」、③開かれた国際協調と平和貢献を基本とする「人道国家」—の三つの課題について、政党間の枠を越えた政治家個々の議論をたたかわせることを提案したい。これら課題は、いずれも各党の理念に係るものでありながら、それぞれの党内で意見を異にしてきている問題でもある。互いに共有できる理念を「軸」に再編・新党への動きを加速させ、その上で政策の一貫による連立政権を発展させていくたい。こうした議論を行うことなくして、無党派層からの批判に応え、国民の政治への信頼を取り戻すことはできないと考える。



すべての社会党員と 支持者に訴える

1995・7・18

日本社会党書記長
久保亘

すべての党員と支持者の闘いによって、わが党に対する国民の支持は拡大しつつある。

残された時間は少ないが、死力を尽くして全力を投入することによって党の命運をかけた

この闘いに活路は必ず開ける。わが党は村山内閣総理大臣を擁する政権与党の役割にふさわしい議席を獲得する確信を深めつつ、いま最終盤に臨もうとしている。

国民は社会党の努力によって、新しい政党への発展を求めている。この期待感に全身で応えるときである。戦後50年の政治は、社会党勢力抜きでは語りえなかった。日本国憲法とともに生きてきた日本社会党が、いま憲法の理念に向かって改革の一歩を進めるときだ。

かけ忘れた電話はないか。チラシは眠っていないか。支持者名簿は完全に消化したか。票は確実なものにしたか。後半戦の運動を再点検して、現在の上昇機運に弾みをつけよう。すべての党員と支持者は、それぞれの持ち場で、新たな支持者の掘り起こしに総力をあげ、この政治決戦に勝ちぬくことを心から訴える。一票を軽んずれば一票に泣く。最後の5分間まで勝利の一票を求めて総決起しよう。



1995・7・20（幹部会終盤アピール）

大接戦を勝ち抜く、 最終盤の闘いに奮起を！

日本社会党中央本部在京幹部会

すべての社会党員、支持団体、支持者のみなさん、いよいよ、歴史的な参議院選挙は最終盤の闘いを迎えました。

各マスコミ調査結果が示す通り、これまでのどの選挙にもなかった激しいつばせり合いのなかで終盤にもつれ込み、23日午後6時、投票箱が閉ざされるまで予断を許さない情勢となっています。

確信をもっていえることは、総理を先頭に、私たちの発した言葉の数だけ、私たちが走った距離の分だけ、「社会党がんばれ」「社会党の灯を消すな」の訴えは確実に有権者的心をとらえているということです。選挙区では、多くの社会党公認・推薦候補者が、自民党あるいは新進党の候補者と死闘を演じ、比例代表でも、これまでの党の実績を決して下回ることのない議席確保の展望が見えてきました。

中央本部幹部会は、ここまで劣勢を挽回し、厳しい環境に耐え抜いた皆さんへの努力に深く感謝とともに、あと一押しの奮闘で、この展望を現実のものとするよう強く要請します。

最も憂慮されるのは、投票率であり、現在の政治の混沌の中に選択肢を見失った「無党派層」と呼ばれる人々です。この人々の数%の動きが全体の勝敗を握っており、それを獲得しうるのは、私たち社会党をおいてありません。この確信をあらゆる方法で伝えあい、一人でも多くの方が投票に参加され、社会党へのご支援をいただけるよう、心から訴えるものです。

以上

1995・7・20（在京幹部会）

フランスの核実験 再開に対する党の態度

日本社会党

1. フランスのシラク大統領は、2年間停止していた南太平洋での核実験を再開し、95年9月から来年5月にかけて8回行うことを表明した。

社会党はいかなる国いかなる核実験にも反対してきた。被爆50周年を迎える、世界が核軍縮の時代に向かっている時に、このフランスの核実験再開の決定が、核保有国の核開発競争の再開につながり、包括的核実験禁止条約の成立の障害になることを憂慮し、フランス政府が核実験再開を中止するよう求める。

1. フランスが核実験再開を決定した以降、抗議運動が世界各地でおきている。7月14日のパリ祭には、オーストラリア、ニュージーランド、フィジーなどの南太平洋諸国、イタリア、オーストリア、ドイツなどの欧州諸国、日本、韓国、台湾などにおいて、核実験再開の撤回を求めるさまざまな行動が行われた。

国内においては、原水禁国民会議やグリーンピースジャパンなど反核団体など、44団体による「STOP！核実験連絡会」が結成され、フランス大使館への抗議、第五福竜丸前の座り込み、などが行われた。党は原水禁とともに8/6広島、8/9長崎の原水禁大会を通じて、署名活動をはじめ国内の運動を盛り上げていく。

1. 党は、国内外の運動と連携しながら、核実験再開中止の世論形成にむけて、次の取組

みをおこなう。

①与党三党で合意した「フランスの核実験中止を求める国会決議」を、参議院選挙後の臨時国会で成立をめざす。

②社会主義インター・アジア太平洋委員会（委員長 田辺誠元社会党委員長）に加盟している党間で連携をとり合い、共同で対処するために、アジア太平洋委員会の開催を提案する。

③友党であるオーストラリア労働党、ニュージーランド労働党との連絡を密にし、フィジー労働党など関係地域の諸政党・団体との抗議行動を追求する。オーストラリア国会議員有志の呼びかける「多国籍議員乗船による抗議船」への参加を検討する。

④党代表団をフランスに派遣し、実験再開に反対しているフランス社会党と協議し、フランス政府に核実験再開中止を働きかける。

⑤党は、日本政府があらゆる外交努力を払うことができるよう、与党として全力をあげる。

以上

1995・7・23

投票日にあたって

日本社会党

いよいよ、第17回参議院議員選挙の投票日を迎えた。

この選挙は、連立政権、政界再編の時代に入って初めての国政選挙である。選挙戦は社会党が首班を担う村山内閣への民意を問うとともに、新しい時代にふさわしい再編の方向を目指して、各政党がその政策と存在意義を競いあう激しい争いの場となった。

私たちは、社会党が真中にいた連立政権だからこそ多くの困難な課題を解決できたと、連立時代の成果と発展を訴え、憲法を基礎におき改革を推進する新しい政治勢力の結集を力の限り呼びかけてきた。選挙で問われるべき政策では、景気回復と雇用確保、軍縮の推進、参議院での戦後50年決議実現などの三つの争点を、鮮明に提起してきたところである。

これらの訴えは、政党不信を深めていた市民・有権者のみなさんにも響き、当初伝えられた「社会党苦戦」の情勢をくつがえす運動をつくりだすことができたと確信する。「社会党がんばれ」の声に支えられた終盤戦では、党が公認・推薦する選挙区候補者の多くが当落線上でぎりぎりの死闘を続け、比例代表では過去の得票実績に劣らない広がりを見せてきた。投票日の本日、皆さんの一票で、これらの候補者を確実におしあげていただけるよう、切にお願いする。

今後の民主政治のために、心配されるのは「棄権」の増加である。ご近所、知人をお誘い合せのうえ、ひとりでも多くの皆さんのが投票に参加され、この重大な選択の機会を意義あるものとするよう訴えたい。以上

1995・7・24

参議院選挙結果について（談話）

日本社会党書記長
久保亘

第17回参議院議員選挙の結果が判明した。

今回の選挙は、連立政権の信を問う選挙となつたが、社会党自身の獲得議席および、与党全体の獲得議席からみても厳しい結果であり、首班政党としての責任を極めて重く受け止めている。社会党を支持し、投票していただいた国民の皆さんの期待に十分応えることができなかつたことをお詫びしたい。

1. 選挙区では、わが党の公認で7人、比例区ではわが党の名簿から9人が当選した。政党の全国的支持のバロメータとなる比例区で9議席を確保できたことは、自民党と新進党の保守二大政党が定着することへの国民の不安の表れであり、この声に応えることが、わが党の新しい任務であると認識する。

1. 与党三党の獲得議席が、非改選と合わせて参議院の過半数を確保したことは、村山連立政権を維持していく最小限の条件は得られたと判断する。しかし、今選挙での獲得議席は現政権に対する世論の審判であり、今後の政権運営のあり方について与党間で早急に協議しなければならないと考えている。

1. 今回の選挙は野党・新進党が初めて国政選挙に臨み、保守票を二分したこと、参議院議席の定数は正後初の選挙であることなど、新しい環境のもとで実施された。わが党としては、この多党化時代に対応した選挙戦略を全国的に展開できたかどうか、基本的な総括が必要である。また有権者の過半数が

投票に参加せず、史上最低の投票率となつたことについて、「政党支持なし層」への働きかけが十分であったかどうか、政権政党として責任を痛感している。今後は新しい政治勢力の結集に努めるとともに、政治の未来図を提示して、政党政治への信頼回復に努めたい。

1. 「保守二大政党」化は、日本の政治にとって好ましいことではなく、国民もまたそれを望んでいないと考える。したがってわが党は、この選挙結果を受けて政界再編を加速させ、保守二大政党に対抗しうる新しい政党づくりを促進し、次期総選挙では幅広い分野からの候補者を擁立して、国民の期待に応えたい。

以上



1995・7・24

参議院議員選挙結果について

日本社会党中央執行委員長
村 山 富 市

1. 今回の参議院議員選挙において、わが党は、当初目標にしてきた前回議席を獲得することができず、極めて残念であります。また、戦後最低の投票率となつたこととあわせて、厳粛に受け止めています。

1. しかし、厳しい条件下の選挙戦で、全国の党員ならびに支持者の皆さんに、死力を尽くされ、選挙区および比例区でぎりぎりの議席を確保できたことに感謝します。

1. 政権与党三党としては、改選議席の過半数に達し、非改選議席とあわせて議席数の6割を占めることになりました。このため、昨夜の三党首および書記長・幹事長で話し合った結果、現在の与党三党で引き続き政

権を担当し、国民の期待に応えていく決意を固めました。

1. 村山内閣は、今回の選挙結果を厳しく反省しながらも、景気対策等の緊急性に鑑み、政治の空白は1日たりとも許されないと認識のもと、「緊急円高・経済対策」および経済改革、行政改革など与党三党が取りまとめた「当面の重点政策」に全力をあげて取り組む決意であります。

1. また社会党の緊急の課題としては、政権政党としての責任を自覚し、政党政治の信頼回復のためにも、国民の期待に応えうる新しい党づくりを全力をあげて進めていく決意であります。

◇愛知県(3-49)

当	山本 保進	新①	696,049
当	鈴木 政二	新①	374,540
当	末広 真季子	前①	361,462
△	大村 幸子	前①	246,169
△	丸山 悅子	前①	142,699
△	川口 捷子	前①	36,077
△	東 美智子	前①	10,224
△	山田 浩	前①	6,256
△	杉本 伸介	前①	5,241
△	平山 祥枝	前①	5,102
△	久保田 悅夫	前①	4,126
△	杉田 浩子	前①	3,844
△	大村 真一	前①	2,945
△	吉田 一男	前①	2,927
△	小野みどり	前①	2,925
△	吉田 文夫	前①	2,796
△	佐藤 武	前①	2,724
△	益田 隆時	前①	2,629
△	大山 尚俊	前①	2,523
△	小林 剛	前①	2,076
△	高橋 將	前①	1,891
△	矢田 良彦	前①	1,840
△	森山 春夫	前①	1,580
△	大島 葉子	前①	1,515
△	原田 進	前①	1,498
△	太田 東孝	前①	1,377
△	米田 信三	前①	1,359
△	石川 扶美子	前①	1,224
△	赤石 祥二	前①	1,066
△	遠野 沙夜	前①	1,048
△	伊東 敬芳	前①	1,039
△	栗原 安之	前①	910
△	安西 正直	前①	900
△	千葉 保	前①	899
△	藤川 泰造	前①	846
△	石村 琢	前①	805
△	小野里 琢	前①	797
△	神田 保博	前①	792
△	山沢 有一	前①	748
△	森永 武夫	前①	713
△	渡辺 恵子	前①	685
△	尾崎 昭広	前①	679
△	山岸 正博	前①	454
△	栗浜 和宏	前①	437
△	塙川 崔直	前①	421
△	△三重県(1-3)		409

当 平田 耕一 無連新① 303,453

△ 井上 哲夫 共前 53,014

近畿

◇滋賀県(1-3)

当	奥村 展三	新①	192,401
△	高田 三郎	新①	189,602
△	川内 卓	共新	61,741

◇京都府(2-5)

当	西田 吉宏	自前②	257,866
△	雀屋 貞子	連前②	252,868
△	加味根史朗	共新	216,891

◇大阪府(3-52)

当	白浜 一良	進②前②	1,015,919
当	山下 芳生	共新①	497,549
△	谷川 秀善	自新①	470,339

△	福間 領子	新①	204,506
△	篠原美早子	新①	31,631
△	中野マリ子	新①	28,133

△	加藤 成一	新①	11,379
△	伊藤 好男	新①	11,218
△	中村 泰夫	教	9,142

△	松崎 泰夫	新①	8,716
△	津田 尚美	新①	8,421

△	山本 保	新①	7,575
△	木本 好美	新①	7,292
△	木本 好美	新①	6,571

△	木本 好美	新①	5,390
△	木本 好美	新①	5,269
△	木本 好美	新①	3,853

△	木本 好美	新①	3,501
△	木本 好美	新①	3,298
△	木本 好美	新①	3,296

△	木本 好美	新①	2,957
△	木本 好美	新①	2,838
△	木本 好美	新①	2,818

△	木本 好美	新①	2,806
△	木本 好美	新①	2,569
△	木本 好美	新①	2,416

△	木本 好美	新①	2,290
△	木本 好美	新①	2,258
△	木本 好美	新①	2,205

△	木本 好美	新①	2,174
△	木本 好美	新①	2,136
△	木本 好美	新①	2,003

△	木本 好美	新①	1,576
△	木本 好美	新①	1,570
△	木本 好美	新①	1,524

△	木本 好美	新①	1,510
△	木本 好美	新①	1,472
△	木本 好美	新①	1,387

△	木本 好美	新①	1,359
△	木本 好美	新①	1,224
△	木本 好美	新①	1,147

△	木本 好美	新①	1,086
△	木本 好美	新①	1,078
△	木本 好美	新①	1,006

△	木本 好美	新①	994
△	木本 好美	新①	907
△	木本 好美	新①	679

△	木本 好美	新①	449
△	木本 好美	新①	318

◇兵庫県(2-7)

△	石井 一二	進④前③	563,827
△	鴻池 祥壁	自前④	379,665
△	鴻池 祥壁	自前④	247,513

△	大沢 長仁	平	226,178
△	旭山 南	南	107,527
△	旭山 南	南	21,320

△	滑水 和一郎	和一郎	13,977
---	--------	-----	--------

◇奈良県(1-3)

当	吉田 之久	進④前②	214,093
△	柳井 幸穂	共新	189,644
△	柳井 幸穂	共新	64,278

◇和歌山県(1-4)

当	世耕 政隆	自前⑤	180,440
△	井脇 ブノ	久共無	140,570
△	井脇 ブノ	久共無	48,132

△	井脇 ブノ	久共無	33,550
---	-------	-----	--------

中国・四国

◇鳥取県(1-4)

△	常田 亨	無前	106,246
△	吉山 達男	無前	97,548
△	吉山 達男	無前	97,331

△	小野ヤシ	スン	11,653
---	------	----	--------

◇島根県(1-4)

△	景山 俊太郎	自前	176,946
△	岩本 久人	無前	145,189
△	岩本 久人	無前	47,118

△	河内 勝洋	共新	24,729
---	-------	----	--------

◇岡山県(2-5)

△	片山虎之助	自前②	250,464
△	石田 美栄	進前①	232,211
△	石田 美栄	進前①	156,285

△	森 宽子	共新	54,688
---	------	----	--------

△	岡田 定見	定見	3,928
---	-------	----	-------

◇広島県(2-5)

当	溝手 顕正	自前	310,801
当	菅川 健二	進新①	286,638
当	菅川 健二	進新①	286,638

△	山本 二階堂洋史	自前</
---	----------	------

比例区の議席配分

新進

- ⑬ 福本 潤 新①
51歳△農学者、
カルチャーセン
ター副理事長
大助教授△東大
大学院△茨城県
⑭ 長友部 達夫 新①
50歳△社会保険
労務士、年金会
理事官任金党代
表△都立大マフ
ィリビン
⑯ 今泉 陽介新①
51歳△ゼンキン
連合会員△行院
友愛会会長△早
大△神奈川県
⑭ 渡辺 孝男 新①
51歳△脳神経科
医△米沢市立病
院部長、厚生技
官、文部教官△
東北大マ茨城県
⑭ 畑 恵 新①
33歳△関NHK
アナウンサー、
民族キャスター
△早大マ東京都
⑭ 伊田 邦司 新①
51歳△造船業
从船整備事業協
会理事長、造船
省別長△横浜市
大マ福島県
⑯ 草野 前市 ②前
51歳△労働顧
問政策担当△國
神相開発政务次
官、会社役員△
早大マ東京都
松崎 俊久 新
金石 信輔 新
小林 康祐 新
鈴木栄太郎 ①新
小森 良信 新
山川 兼一 ②新
林 伸一 ②新
原 通利 ②新
今野 伸治 ②新
安達 栄志 ②新
平田 喜一 ②新
及川 研一 ②新

自民

- ⑬ 小山 孝雄 新①
51歳△神道政治
連盟副幹事長△
政務秘書官△山形
大△埼玉県
⑭ 橋本 順子 新①
34歳△プロ自転
車選手△スケート
五輪代表選手△
駒大苦竹館△
北海道
⑯ 海老原義彦 新①
46歳△重複選舉
全国迎合会副会
長△接觸府次長△
東大△茨城県
⑭ 青井 鶴雄 新①
51歳△宮河川環
境整理組理事
長、建設省利川
局長△京大大学
院△東京都府
⑯ 八代 英太 前
中島 駿雄 新
柳川 裕治 前
松井比呂美 新
川越 宏樹 新
小山徹次郎 新
伊藤 朝那 前
柴田 利子 新
増岡 康治 前
吉田 和樹 新
馬野谷 哲 新
馬場 文平 新
村口 勝哉 新
常陸 親義 新

さきがけ 2

1,455,886
3.58%

水野 城一 新①

51歳△流通産業
顧問・慶大特
別招へい教授△
西武百貨店社長△
慶大△東京都

草木 鶴子 前②

42歳△参院予
算委員、TBS
記者△東京女子
大△カリヨン
ルニア州

渡辺 光子 新
黒岩 久子 新
近藤 雅敏 新
上村多恵子 新
井上 和樹 新
和田 実夫 新
伊藤 忠彦 新
中島 格子 新

二院ク 1

1,282,595
3.15%

佐藤 道夫 新①

51歳△札幌高
檢事長、最高
檢事部長、公
安調査次長△
東北大マ沖縄県

○坂口トツ 前
青島 美幸 新
森田浩一郎 新
古川 成子 新

△スポーツ	△新自由	△教育	△維民
511,894 1.33%	315,953 0.78%	105,421 0.26%	36,528 0.09%
△平成革新	△青年自由	△国民	△淨舞会
506,551 1.25%	222,456 0.55%	86,862 0.21%	11,391 0.03%
△福祉	△ドライバー	△UFO	
418,765 1.03%	194,834 0.48%	54,524 0.13%	
△平和市民	△農民連合	△世直し	
377,780 0.93%	143,138 0.35%	49,680 0.12%	
△さわやか	△新時代	△連帶	
325,106 0.80%	130,205 0.32%	48,516 0.12%	

く注)「括弧数字は、各党の得票数を1から順に1、2、3…と整数で割った商を出し、この商の大きい順に各党の名簿に従って、候補者に番号を振ったもの(ドント式計算による議席配分)。定数の50席までが当選。①は引落し。総じて当選は各党の名簿順で決まる。新進党的丸印表示は、結党前の主な政党系列で、②は新生、③は公明、④は民社、⑤は日本新。政党名の下は得票数、%は得票率で、いずれも自治省統計表。

社会党の都道府県別得票数(率)の推移

95.7.28 社会新報より

	第15回選挙(89・7・23)		第16回選挙(92・7・26)		第17回選挙(95・7・23)	
	選挙区	比例区	選挙区	比例区	選挙区	比例区
北海道	*1,436,079(50.1)	1,233,263(43.0)	*845,812(34.1)	720,303(29.5)	563,029(27.9)	550,848(27.5)
青森	*353,892(52.2)	256,542(39.7)	*151,488(31.5)	94,157(20.4)	*102,770(19.6)	68,083(13.7)
岩手	442,857(60.1)	307,288(44.0)	△200,848(32.2)	124,161(21.7)	*226,505(37.3)	80,321(14.4)
宮城	460,369(48.2)	375,487(40.3)	△294,599(37.6)	146,011(19.3)	△176,879(25.4)	118,156(17.7)
秋田	415,222(60.6)	301,991(45.9)	△185,858(32.8)	121,866(22.8)	180,615(33.9)	131,019(25.8)
山形	△346,134(49.9)	230,891(34.3)	△204,873(36.0)	105,910(19.3)	135,890(24.4)	111,545(20.9)
福島	456,562(42.4)	398,104(38.2)	△245,309(27.3)	177,173(20.5)	196,502(24.2)	145,511(18.7)
茨城	538,162(44.7)	415,954(35.1)	279,768(38.4)	138,969(18.6)	189,426(23.6)	143,065(18.3)
栃木	368,846(44.0)	298,161(36.5)	△212,034(28.0)	125,009(17.2)	△194,350(37.8)	75,407(14.8)
群馬	442,897(44.9)	369,708(38.4)	△208,089(25.6)	149,673(19.0)	214,713(27.3)	145,668(19.0)
埼玉	970,229(38.8)	877,189(34.4)	420,722(25.1)	259,345(14.6)	257,681(13.4)	274,243(14.3)
千葉	872,261(41.6)	703,896(32.8)	448,838(28.9)	231,691(14.0)	256,474(15.9)	230,479(14.2)
東京	*1,164,511(22.7)	1,538,852(30.1)	*716,793(17.3)	489,170(11.7)	*193,161(5.1)	447,132(11.7)
神奈川	1,175,262(36.2)	1,127,225(34.1)	693,301(28.1)	445,069(17.3)	371,889(14.6)	424,767(16.9)
山梨	△231,084(49.9)	163,592(36.6)	△175,853(38.7)	76,426(17.8)	△86,850(25.5)	52,688(16.2)
新潟	599,169(53.4)	501,665(44.9)	376,580(38.1)	262,492(26.9)	251,244(27.4)	214,228(23.8)
富山	265,885(44.8)	186,510(32.1)	△143,248(30.9)	74,802(16.6)	87,584(21.7)	72,859(18.4)
石川	△276,095(46.6)	197,916(34.6)	△162,714(35.3)	65,650(14.7)	—	58,371(13.1)
長野	494,332(44.3)	439,846(40.2)	309,505(33.0)	221,341(24.2)	193,954(21.6)	140,265(16.1)
福井	△215,953(49.0)	137,431(32.5)	△129,146(35.5)	56,404(16.3)	—	53,300(17.2)
岐阜	△454,154(45.3)	337,292(34.4)	255,140(31.0)	148,490(18.3)	187,373(22.1)	148,364(18.0)
静岡	*563,540(32.7)	560,374(32.4)	433,381(35.6)	203,578(16.2)	251,089(20.2)	211,857(17.5)
愛知	982,991(33.7)	890,937(31.1)	357,592(15.8)	311,311(13.8)	*246,169(12.7)	246,731(12.8)
三重	△452,239(52.6)	299,057(35.9)	△272,804(38.9)	126,887(18.7)	—	93,691(15.1)
滋賀	△289,120(46.6)	170,394(28.3)	△217,823(40.5)	80,269(15.5)	*189,602(42.7)	53,106(12.1)
京都	△508,073(43.8)	343,579(29.6)	△209,117(22.8)	115,215(12.6)	—	107,859(13.9)
大阪	904,819(23.3)	1,171,588(30.6)	△364,430(11.4)	396,465(12.9)	*204,506(8.5)	300,757(12.2)
兵庫	741,411(29.7)	834,803(34.1)	436,639(21.6)	406,624(20.7)	△247,513(15.9)	227,387(14.9)
奈良	△274,695(45.2)	207,824(34.4)	△90,303(17.1)	77,366(15.0)	—	56,075(12.3)
和歌山	208,840(39.4)	179,015(33.4)	92,754(23.3)	61,712(15.2)	—	37,142(9.6)
鳥取	*180,123(51.5)	124,525(36.4)	*88,938(29.8)	65,079(22.3)	*97,548(31.2)	70,597(23.9)
島根	*199,195(41.8)	147,774(31.9)	△153,084(36.0)	76,851(18.8)	*145,189(36.9)	78,227(20.5)
岡山	282,399(30.1)	305,074(33.2)	217,719(33.8)	106,031(15.7)	156,285(22.4)	126,663(18.4)
広島	509,486(38.8)	436,881(33.7)	—	163,038(16.0)	223,272(24.8)	165,114(18.6)
山口	428,921(53.7)	290,504(36.5)	168,372(23.4)	132,692(18.4)	*269,957(43.3)	90,338(14.9)
徳島	△215,805(54.4)	148,142(38.4)	△94,562(32.7)	52,331(18.2)	△63,425(21.2)	42,254(14.9)
香川	257,595(51.5)	198,524(40.2)	130,597(32.7)	82,825(21.2)	105,478(29.0)	77,734(22.1)
愛媛	△389,158(51.6)	262,775(35.5)	*163,477(27.2)	106,274(17.8)	—	78,250(14.1)
高知	185,613(43.7)	150,579(36.6)	*90,056(27.0)	57,192(18.2)	△48,733(15.6)	50,391(17.7)
福岡	712,125(32.0)	808,692(37.3)	403,726(22.5)	353,081(20.4)	314,336(19.8)	313,916(20.7)
佐賀	188,054(42.6)	163,757(38.4)	*131,758(36.2)	65,204(18.6)	—	42,684(16.4)
長崎	344,416(44.8)	285,929(38.2)	△206,611(35.5)	102,729(18.0)	96,081(16.9)	107,966(20.1)
熊本	*332,699(34.7)	325,659(35.5)	△148,922(18.5)	100,363(12.7)	—	87,145(12.9)
大分	395,105(58.5)	257,531(39.3)	△237,900(40.1)	143,845(25.3)	342,946(69.7)	192,004(40.7)
宮崎	244,432(40.2)	212,803(36.1)	146,665(32.0)	88,264(19.5)	111,548(26.8)	80,328(19.9)
鹿児島	412,127(45.8)	328,901(37.9)	253,945(33.5)	172,501(23.6)	238,594(34.6)	168,261(25.7)
沖縄	*337,250(60.5)	183,828(35.7)	*245,159(50.0)	99,887(22.3)	*215,582(44.6)	90,122(20.6)
計	22,520,186(69.6)	19,688,252(35.1)	12,016,852(26.7)	7,981,726(17.8)	7,634,742(18.3)	6,882,918(16.9)
	18,867,676(33.2)	7,858,725(17.3)	6,816,992(16.4)			

(注)①*は社会党推薦と社会党公認プラス推薦(前回と前々回の北海道)、△は社会党が推薦した民改連(旧連合)候補

②選挙区合計下段は民改連(旧連合)候補を除いた党公認・推薦の数字

比例区の党派別・都道府県別の得票数(率)

	社 会 自 民	さ き が け	新 進	共 産	二 院	ク ス ポ ーツ	平 和 市 民	
北海道	550,848(27.5)	462,785(23.1)	82,023(4.1)	419,996(22.5)	238,525(11.9)	73,159(3.7)	22,550(1.1)	12,174(0.6)
青 森	68,083(13.6)	179,118(35.9)	9,245(1.9)	153,644(30.8)	32,493(6.5)	14,208(2.8)	6,998(1.4)	2,267(0.5)
岩 手	80,321(14.4)	111,733(20.0)	8,231(1.5)	252,119(45.1)	36,237(6.5)	9,850(1.8)	6,679(1.2)	2,723(0.5)
宮 城	118,156(17.7)	191,668(28.7)	15,635(2.3)	191,455(28.7)	51,154(7.7)	20,334(3.0)	9,846(1.5)	4,841(0.7)
秋 田	131,019(25.8)	168,337(33.2)	7,579(1.5)	114,171(22.5)	31,846(6.3)	10,565(2.1)	8,073(1.6)	1,897(0.4)
山形	111,545(20.9)	204,910(38.4)	7,549(1.4)	115,559(21.7)	31,126(5.8)	11,645(2.2)	6,270(1.2)	2,819(0.5)
福 島	145,511(18.7)	242,207(31.1)	14,630(1.9)	217,566(27.9)	52,693(6.8)	15,379(2.0)	11,745(1.5)	4,111(0.5)
茨 城	143,065(18.3)	256,128(32.7)	18,300(2.3)	213,256(27.2)	49,231(6.3)	22,171(2.8)	9,617(1.2)	4,964(0.6)
栃 木	75,407(14.8)	174,683(34.2)	18,292(3.6)	142,632(28.0)	29,400(5.8)	17,669(3.5)	8,325(1.6)	3,932(0.8)
群 馬	145,668(19.0)	301,946(39.4)	15,750(2.1)	174,716(22.8)	48,019(6.3)	18,852(2.5)	11,801(1.5)	5,323(0.7)
埼 玉	274,243(14.3)	408,031(21.2)	79,620(4.1)	657,270(34.2)	242,215(12.6)	82,075(4.3)	26,097(1.4)	15,090(0.8)
千 葛	230,479(14.2)	420,908(26.0)	78,122(4.8)	524,248(32.4)	147,843(9.1)	69,031(4.3)	21,725(1.3)	15,917(1.0)
東 京	447,132(11.7)	806,822(21.1)	219,320(5.7)	1,179,721(30.9)	519,782(13.6)	224,795(5.9)	50,672(1.3)	99,996(2.6)
神奈川	424,767(16.9)	521,554(20.7)	172,415(6.8)	730,409(29.0)	250,339(9.9)	141,514(5.6)	34,680(1.4)	31,571(1.3)
山 犀	52,688(16.2)	113,975(35.0)	10,135(3.1)	87,403(26.8)	23,104(7.1)	9,110(2.8)	5,096(1.6)	2,403(0.7)
新潟	214,228(23.8)	283,169(31.5)	15,669(1.7)	234,296(26.1)	61,560(6.8)	17,758(2.0)	11,132(1.2)	9,221(1.0)
富 山	72,859(18.4)	174,750(44.1)	8,484(2.1)	83,928(21.2)	20,198(5.1)	9,261(2.3)	5,446(1.4)	1,738(0.4)
石 川	58,371(13.1)	178,401(40.2)	8,439(1.9)	127,607(28.7)	26,089(5.9)	10,436(2.3)	6,893(1.6)	1,548(0.3)
長 野	140,265(16.1)	150,230(17.3)	32,853(3.8)	395,625(45.5)	78,927(9.1)	16,815(1.9)	10,658(1.2)	3,976(0.5)
福 井	53,300(17.2)	131,549(42.3)	5,424(1.7)	71,781(23.1)	16,674(5.4)	5,904(1.9)	4,411(1.4)	1,094(0.4)
岐 阜	148,364(18.0)	278,344(33.7)	14,039(1.7)	235,400(28.5)	53,136(6.4)	21,782(2.6)	16,598(2.0)	5,345(0.6)
静 岡	211,857(17.5)	337,883(27.9)	24,558(2.0)	392,376(32.4)	87,799(7.2)	40,334(3.3)	18,370(1.5)	8,413(0.7)
愛 埼	246,731(12.8)	395,688(20.5)	50,509(2.6)	790,671(41.0)	163,097(8.5)	78,745(4.1)	28,521(1.5)	28,344(1.5)
三 重	93,691(15.1)	181,821(29.2)	11,888(1.9)	299,758(33.7)	44,848(7.2)	16,271(2.6)	8,905(1.4)	3,210(0.5)
滋 賀	53,106(12.1)	113,930(25.9)	113,313(25.7)	72,299(16.4)	47,973(10.9)	7,997(1.8)	5,151(1.2)	2,092(0.5)
京 都	107,859(13.9)	200,790(25.8)	26,254(3.4)	197,815(25.4)	173,639(22.3)	19,102(2.5)	7,538(1.0)	4,708(0.6)
大 阪	300,757(12.2)	492,931(20.0)	67,099(2.7)	931,974(37.7)	419,540(17.0)	60,941(2.5)	28,375(1.1)	16,410(0.7)
兵 府	227,387(14.9)	337,038(22.1)	78,558(5.2)	503,669(33.0)	182,030(11.9)	39,072(2.6)	21,056(1.4)	30,996(2.0)
奈 良	56,075(12.3)	127,153(27.8)	14,275(3.1)	165,165(36.2)	51,014(11.2)	11,105(2.4)	4,848(1.1)	3,092(0.7)
和歌山	37,142(9.6)	126,397(32.6)	6,545(1.7)	152,684(39.4)	41,570(10.7)	5,574(1.4)	3,620(0.9)	1,578(0.4)
鳥 取	70,597(23.9)	84,072(28.5)	5,545(1.9)	92,899(31.4)	15,947(5.4)	4,428(1.5)	5,407(1.8)	1,849(0.4)
島 根	78,227(20.5)	156,065(40.5)	12,358(3.2)	87,724(23.0)	23,721(6.2)	3,929(1.0)	4,691(1.2)	1,086(0.3)
岡 山	126,663(18.4)	230,929(33.6)	12,331(1.8)	212,121(30.8)	52,328(7.6)	12,844(1.9)	7,169(1.0)	3,137(0.5)
広 島	165,114(18.6)	302,485(34.6)	29,498(3.3)	259,068(29.1)	53,463(6.0)	18,191(2.0)	9,307(1.0)	6,885(0.8)
山 口	90,338(14.9)	207,745(34.2)	13,364(2.2)	181,022(29.8)	45,996(7.6)	15,213(2.5)	7,718(1.3)	3,187(0.5)
徳 島	42,254(14.9)	107,443(37.9)	6,862(2.4)	78,433(27.7)	25,704(9.1)	5,645(2.0)	3,364(1.2)	1,778(0.6)
香 川	77,734(22.1)	126,873(36.1)	9,077(2.6)	90,149(25.7)	18,781(5.3)	7,493(2.1)	4,069(1.2)	1,169(0.3)
愛 姫	78,250(14.1)	227,318(40.9)	10,680(1.9)	148,826(26.8)	33,840(6.1)	13,457(2.4)	7,725(1.4)	3,152(0.6)
高 知	50,391(17.7)	101,230(35.5)	9,190(3.2)	65,731(23.0)	37,926(13.3)	5,895(2.1)	3,190(1.1)	1,084(0.4)
福 岡	313,916(20.7)	371,147(24.4)	37,176(2.4)	521,900(34.4)	119,456(7.9)	39,590(2.6)	21,5550(1.4)	7,787(0.5)
佐 賀	42,684(16.4)	95,330(36.6)	4,587(1.8)	73,360(28.1)	16,491(6.3)	5,495(2.1)	3,627(1.4)	1,129(0.4)
長崎	107,966(20.1)	175,197(32.6)	10,367(1.9)	168,245(31.3)	27,613(5.1)	8,638(1.6)	8,416(1.6)	2,231(0.4)
熊 本	87,145(12.9)	169,169(25.0)	27,976(4.1)	304,413(45.0)	29,353(4.3)	10,685(1.6)	6,387(0.9)	2,523(0.4)
大 分	192,004(40.7)	134,324(28.5)	7,016(1.5)	85,302(18.1)	20,710(4.4)	50678(1.2)	5,052(1.1)	1,954(0.4)
宮 崎	80,328(19.9)	163,428(40.5)	5,872(1.5)	110,424(27.4)	16,151(4.0)	4,779(1.2)	3,402(0.8)	2,302(0.6)
鹿児島	168,261(25.7)	250,992(38.4)	11,287(1.7)	138,578(21.2)	29,302(4.5)	8,336(1.3)	8,320(1.3)	2,919(0.4)
沖縄	90,122(20.6)	118,343(27.1)	7,947(1.8)	118,914(27.2)	55,071(12.6)	10,845(2.5)	10,799(2.5)	2,621(0.6)
總 計	6,882,918(16.9)	11,096,972(27.3)	1,455,886(3.6)	12,506,322(30.8)	3,873,954(9.5)	1,282,595(3.2)	541,894(1.3)	377,786(0.9)

二資料

高齢社会対策基本法案について

社会党は、参議院の国民生活に関する調査会での二年間の審議経過を総括し、高齢社会対策基本法案の国会提出を目指し、党内と与党に高齢社会対策基本法検討プロジェクトを設置し、同調査会の委員を中心に、地方分権との関連などを精力的に検討しつつ、法案提出をリードした。同法案は、現在各省庁にまたがって実施されている高齢社会対策の総合的な推進を図るもので、6月2日に同調査会長名で提出、同5日に参議院本会議で議決、衆議院で継続審議となった。

1995.6.2(提出)

高齢社会対策基本法案

目次

前文

第一章 総則（第一条—第八条）

第二章 基本的施策（第九条—第十四条）

第三章 高齢社会対策会議（第十五条・第十六条）

附則

我が国は、国民のたゆまぬ努力により、かつてない経済的繁栄を築き上げるとともに、人類の願望である長寿を享受できる社会を実現しつつある。今後、長寿をすべての国民が喜びの中で迎え、高齢者が安心して暮らすことができる社会の形成が望まれる。そのような社会は、すべての国民が安心して暮らすことができる社会でもある。

しかしながら、我が国の人口構造の高齢化は極めて急速に進んでおり、遠からず世界に例を見ない水準の高齢社会が到来するものと見込まれているが、高齢化の進展の速度に比べて国民の意識や社会のシステムの対応は遅れている。早急に対応すべき課題は多岐にわ

たるが、残されている時間は極めて少ない。

このような事態に対処して、国民一人一人が生涯にわたって真に幸福を享受できる高齢社会を築き上げていくためには、雇用、年金、医療、福祉、教育、社会参加、生活環境等に係る社会のシステムが高齢社会にふさわしいものとなるよう、不斷に見直し、適切なものとしていく必要があり、そのためには、国及び地方公共団体はもとより、企業、地域社会、家庭及び個人が相互に協力しながらそれぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、高齢社会対策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国を始め社会全体として高齢社会対策を総合的に推進していくため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、我が国における急速な

高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢化の進展に適切に対処するための施策（以下「高齢社会対策」という。）に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定めること等により、高齢社会対策を総合的に推進しもって経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ることを目的とする。

（基本理念）

第二条 高齢社会対策は、次の各号に掲げる社会が構築されることを基本理念として行われなければならない。

- 一 国民が生涯にわたって就業その他の多様な社会的活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会
- 二 国民が生涯にわたって社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会
- 三 国民が生涯にわたって健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会（国の責務）

第三条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、高齢社会対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり高齢社会対策に関し、国と協力しつつ当該地域の社会的経済的状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（国民の努力）

第五条 国民は、高齢化の進展に伴う経済社会の変化についての理解を深め、及び相互の連帯を一層強めるとともに、自らの高齢期において健やかで充実した生活を営むことができることとなるよう努めるものとす

る。

（施策の大綱）

第六条 政府は、政府が推進すべき高齢社会対策の指針として、基本的かつ総合的な高齢社会対策の大綱を定めなければならない。（法制上の措置等）

第七条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

（年次報告）

第八条 政府は、毎年、国会に、高齢化の状況及び政府が講じた高齢社会対策の実施の状況に関する報告書を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る高齢化の状況を考慮して講じようとする施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 基本的施策

（就業及び所得）

第九条 国は、活力ある社会の構築に資するため高齢者がその意欲と能力に応じて就業することができる多様な機会を確保し、及び勤労者が長期にわたる職業生活を通じて職業能力を開発し、高齢期までその能力を発揮することができるよう必要な施策を講ずるものとする。

2 国は、高齢期の生活の安定に資するため、公的年金制度について雇用との連携を図りつつ適正な給付水準を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

3 国は、高齢期のより豊かな生活の実現に資するため、国民の自主的な努力による資産の形成等を支援するよう必要な施策を講ずるものとする。

（健康及び福祉）

第十条 国は、高齢期の健全で安らかな生活を確保するため、国民が生涯にわたって自

らの健康の保持増進に努めることができるよう総合的な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、高齢者の保健及び医療並びに福祉に関する多様な需要に的確に対応するため、地域における保健及び医療並びに福祉の相互の有機的な連携を図りつつ適正な保健医療サービス及び福祉サービスを総合的に提供する体制の整備を図るとともに、民間事業者が提供する保健医療サービス及び福祉サービスについて健全な育成及び活用を図るよう必要な施策を講ずるものとする。
- 3 国は、介護を必要とする高齢者が自立した日常生活を営むことができるようするため、適切な介護のサービスを受けることができる基盤の整備を推進するよう必要な施策を講ずるものとする。

(学習及び社会参加)

第十一条 国は、国民が生きがいを持って豊かな生活を営むことができるようするため、生涯学習の機会を確保するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、活力ある地域社会の形成を図るため、高齢者の社会的活動への参加を促進し及びボランティア活動の基盤を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(生活環境)

第十二条 国は、高齢者が自立した日常生活を営むことができるようするため、高齢者に適した住宅等の整備を促進し、及び高齢者のための住宅を確保し、並びに高齢者の円滑な利用に配慮された公共的施設の整備を促進するよう必要な施策を講ずるものとする。

- 2 国は、高齢者が不安のない生活を営むことができるようするため、高齢者の交通安全を確保するとともに、高齢者を犯罪の被害、災害等から保護する体制を整備するよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究等の推進)

第十三条 国は、高齢者の健康の確保、自立

した日常生活への支援等を図るため、高齢者に特有の疾病的予防及び治療についての調査研究、福祉用具についての研究開発等を推進するよう努めるものとする。

(国民の意見の反映)

第十四条 国は、高齢社会対策の適正な策定及び実施に資するため、国民の意見を国の施策に反映させるための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 高齢社会対策会議

(設置及び所掌事務)

第十五条 総理府に、特別の機関として、高齢社会対策会議（以下「会議」という。）を置く。

- 2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。
 - 一 第六条の大綱の案を作成すること。
 - 二 高齢社会対策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、高齢社会対策に関する重要事項について審議し、及び高齢社会対策の実施を推進すること。

(組織等)

第十六条 会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。
- 3 委員は、関係行政機関の長のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 4 会議に、幹事を置く。
- 5 幹事は、関係行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 6 幹事は、会議の所掌事務について、会長及び委員を助ける。
- 7 会議の庶務は、総務庁において処理する。
- 8 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
(総理府設置法の一部改正)
- 2 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。
第十四条の次に次の一条を加える。
(高齢社会対策会議)
第十四条の二 本府に、高齢社会対策会議を置く。
- 2 高齢社会対策会議の組織及び所掌事務に

については、高齢社会対策基本法（平成七年法律第 号）の定めるところによる。

理 由

我が国における急速な高齢化の進展が経済社会の変化と相まって、国民生活に広範な影響を及ぼしている状況にかんがみ、高齢社会対策の総合的な推進を図るため、高齢社会対策に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、高齢社会対策の基本となる事項を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

1995・7・27 (与党三党)

中国の核実験に抗議し、 フランスの核実験に反対する決議 (案)

本院は、わが国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

中国の地下核実験に続き、フランスが核実験の再開を決定したことはそれがいかなる理由に基づこうとも、いかなる条件が付されていようと、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす許しがたい行為である。さらに両国の核実験は、核不拡散条約への信頼を損ない、全面核実験禁止条約交渉に悪影響を及ぼしかねない。

本院は、核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓い、中国の核実験に厳正に抗議し、フランスが核実験再開決定を撤回するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨が伝わるよう中国、フランス両国政府に対し、直ちに適切な措置を講じるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用にも反対し、全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右、決議する。

1995・8・4（衆・本会議全会一致）

中国の核実験に抗議し、 フランスの核実験に 反対する決議

本院は、わが国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

中国の地下核実験に続き、フランスが核実験の再開を決定したことは、それがいかなる理由に基づこうとも、いかなる条件が付されていようとも、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為である。さらに両国の核実験は、核不拡散条約への信頼を損ない、全面核実験禁止条約交渉に悪影響を及ぼしかねない。

本院は、核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓い、中国の核実験に厳重に抗議し、フランスが核実験再開決定を撤回するよう強く求める。

政府は、本院の趣旨が伝わるよう中国、フランス両国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用にも反対し、全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右、決議する。

1995・8・4（参・本会議全会一致）

中国の核実験に抗議し、 フランスの核実験に 反対する決議

本院は、わが国が広島・長崎への原爆投下を経験した唯一の被爆国であることにかんがみ、あらゆる国の核実験に反対する。

中国の地下核実験に続き、フランスが核実験の再開を決定したことは、それがいかなる理由に基づこうとも、いかなる条件が付されていようとも、地球環境と生態系を破壊し、人類の生存をも脅かす行為である。さらに両国の核実験は、核保有国の核実験の自制を求めている国際世論に逆行し、全面核実験禁止条約交渉に悪影響を及ぼしかねない。

本院は、核兵器廃絶への不断の努力を行うことを誓い、中国の核実験に厳重に抗議し、フランスが核実験再開決定を撤回するよう強く求める。

政府は、本院の主旨が伝わるよう中国、フランス両国政府に対し、直ちに適切な措置を講ずるとともに、すべての国の核兵器の製造、実験、貯蔵、使用にも反対し、全面核実験禁止条約の早期締結に努力すべきである。

右、決議する。



1995・8・1

(与党政策調整会議に対して)

APECにおける

農林水産物問題についての申し入れ

与党農林水産調整会議

昨年11月インドネシアにおいて開催された非公式首脳会合で採択された貿易と投資の自由化及び円滑化に関する「ボゴール宣言」を受け、政府において、本年11月の大阪会合に向か、アジア太平洋地域における貿易及び投資の自由化と円滑化の具体的な枠組みを定める「行動指針」（案）が検討されており、その際、農林水産分野をも含め包括的に自由化を進め、また、UR合意の実施前倒しにも取り組むべきとの方向で検討が進められていると聞いている。

しかしながら、農林水産分野における貿易ルールについては、昨年4月に、将来の継続交渉も含めWTO協定として決定され、本年から実施に移されているところであり、このような中で、別途APECの場において、2010年までの更なる包括的な自由化が安易に提起されることは、このWTO協定との関係で極めて問題である。加えて、わが国農業者等は厳しい環境の下で、WTO協定の実施に対

応し、農林水産業の発展と農山漁村活性化に向け懸命な努力に着手したところであり、かかる状況下での更なる自由化の提起は、農業者等の不安感を一層助長するとともに、農林水産政策に対する不信を招き、わが国農林水産業の健全な発展を脅かすことが強く懸念される。

したがって、農林水産分野を含めた包括的自由化の実施をAPECの場で新たに提起し、決定することについては、受け入れる訳にはいかない。

また、UR合意の実施前倒しについては、急激な円高により農林水産物全体の輸入が急増している現状からみても、これを受け入れることはできない。

今後、本問題の取扱いを政府が決定するに当たっては、極めて重要な政治的問題であることにかんがみ、与党における議論を十分踏まえた上で、政府与党が一体となって結論を出すこととされたい。



✓
1995・8・4

平成8年度の概算要求について

[平成7年8月4日]
閣議了解

我が国財政は、平成7年度末の公債残高が約216兆円に増加する見込みであり、国債費が政策的経費を圧迫するなど、構造的にますます厳しさを増している。これに加え、平成6年度決算において税収が4年連続して減少するなど、我が国財政を巡る事情は一段と深刻さを増すに至っている。このような状況の下で、今後急速に進展する人口の高齢化や国際社会における我が国の責任の増大など、今後の社会経済情勢の変化に財政が弾力的に対応していくためには、健全な財政運営を確保し、公債残高が累増しないような財政体質を作り上げていくことが基本的な課題である。

そのため、社会経済情勢の変化に応じて、まず、歳出面において制度の根本にまでさかのぼった見直しや施策の優先順位の厳しい選択を行うなど、従来にも増して徹底した洗直しを行うとともに、税外収入等歳入面においても見直しを行っていくことが必要である。

また、経済情勢に対しては、重点的・効率的な財政資金の配分により、適切に対処していく必要がある。

平成8年度予算においては、以上のような考え方方に立ち、公債残高累増体質からの脱却を目指して、歳出の抑制を図り、公債依存度の引下げに最大限の努力を払うなど行財政改革を更に推進するとともに、今後の我が国の経済・社会の発展につながる財政需要に対しては的確に対処するという基本方針の下に、景気の動向も十分に踏まえ、予算編成に取り組むこととし、各省庁が8月末日までに提出

する概算要求については、下記の基準により行うものとする。

なお、以上の状況を踏まえ、平成7年度予算の執行に当たっても、行政経費等既定経費の一部について、その執行を留保するものとする。

記

1. 各省庁は、各所管ごとに以下の基準に基づいて算出される金額の範囲内において、適正に積算を行い、要求するものとする。

(1) 平成7年度予算における経常的経費のうち一般行政経費の予算額から15%を削減した金額、一般行政経費を除く経常的経費の予算額から10%を削減した金額及び投資的経費の予算額に5%（ただし、公共事業費については、平成7年度予算における公共事業費の総額に5%を乗じた金額から3,000億円を控除した金額を公共事業費の総額で除した率）を加えた金額の合計額に、

(2) ① 人件費に係る義務的経費の増及び各種年金についての制度の成熟化に伴う増を加算し、
② 政府開発援助に必要な経費、石油税財源の「石炭並びに石油及びエネルギー需給構造高度化対策特別会計」への繰入れに必要な経費及び国際条約の実施に伴い必要とされる既国庫債務負担行為等の平成8年度歳出化に係る経費

で、上記(1)により難い部分については、当該部分を加算し、

- ③ 経常的経費については、経済発展基盤・学術研究関係の新たな財政需要に臨時特別に対応するものとして、関係省庁の一般行政経費及び下記(3)の経費を除く経常的経費の予算額の5%に相当する金額（ただし、当該金額が100億円以下の所管にあっては、当該金額の2分の1相当額の加算等を行った金額とする。）の範囲内で加算し、
- ④ 投資的経費については、本格的な高齢化社会の到来する21世紀を控え、新たな時代の要請に的確に対応して公共投資の重点化を図るため、各省庁の要望を踏まえ、予算編成過程において、総額3000億円の範囲内で公共事業費の追加を行う。

(3) 上記(2)①及び②の事項の経費、補充費途として指定されている経費等並びに予備費の平成7年度予算額に相当する金額については、上記(1)の計算上、削減対象からは除外する。なお、上記(1)の投資的経費の予算額については、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会资本の整備の促進に関する特別措置法」（昭和62年法律第86号。以下「社会资本整備特別措置法」という。）に基づく公共的建設事業に相当する事業に係る金額を含まないものとする。

(4) 上記による金額が平成7年度予算額を下回る所管にあっては、その下回る金額の2分の1相当額をこれに加算することもやむを得ないものとする。

(注) 平成7年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減、平成7年度の国勢調査の実施に必要な経費の減等については、上記の金額に加減算する。

2. なお、産業投資特別会計社会资本整備勘定への繰入れについては、13,000億円の範囲内において要求するものとし、このうち12,300億円は社会资本整備特別措置法第2条に規定する事業分とし、700億円は同法第3条に規定する事業分とする。

3. 上記による要求に当たっては、限られた財源の中で歳出の合理化・効率化に最大限努めるとの見地から、各種施策の優先順位の厳しい選択を行い、豊かで活力ある経済社会の構築等に真に必要な施策に要する経費の確保に努める一方、所管の予算全体を根底から厳しく洗い直し、経費の節減合理化措置を積極的に織り込むこととする。
このため、

(1) 臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申等を受けて、改革合理化措置の着実な実施を図るなど、法律改正を要するものも含め制度・施策の徹底的な見直しに努める。

(2) 補助金等について、地方行政の自主性の尊重、財政資金の効率的使用的観点から、平成元年12月29日閣議決定「国と地方の関係等に関する改革推進要綱」等において示された具体的な改革方策に基づき、所管補助金等のより徹底した見直しを行い、その整理合理化を積極的に推進することにより、その総額を抑制する。

補助金等のうち、臨時行政調査会及び臨時行政改革推進審議会の答申を踏まえ、個別に検討すべきものについては、引き続き整理合理化を推進する。その他の補助金等については、一層徹底した見直しを行い、新規補助金等を含めその総額の削減を行う。

(3) 時代の要請に即応して行政の役割を見直すとともに、簡素にして効率的な行政の実現を図るため、引き続き一般行政経費の抑制を徹底するとともに、定員及び機構の要求は厳しく抑制する。なお、地方公共団体の職員数の増加を伴う施策についても、厳にこれを抑制する。

(4) 公共料金等については、経営の徹底した合理化を進めつつ、受益者負担の適正化を図り、公正な費用負担の確保に努める。

4. なお、「阪神・淡路地域の復興に向けての取組方針」（平成7年7月28日阪神・淡路復興対策本部決定）に基づく復興特別事業に係る経費の平成8年度における取扱いについては、同「取組方針」を十分に踏まえ、予算編成過程において検討するものとする。

また、「平成7年度における財政運営のための国債整理基金に充てるべき資金の繰

入れの特例等に関する法律」（平成7年法律第60号）に基づく国民年金事業に係る国庫負担、厚生年金保険事業に係る国庫負担及び雇用保険事業に係る国庫負担の繰入れ特例措置、「肉用子牛生産安定等特別措置法」（昭和63年法律第98号）に基づく交付金等、平成6年10月25日緊急農業農村対策本部決定「ウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策大綱」に基づくウルグアイ・ラウンド農業合意関連対策に係る経費、「電波法」（昭和25年法律第131号）に基づく電波利用共益費用並びに水俣病問題の解決に伴う経費の平成8年度における取扱いについては、予算編成過程において検討するものとする。

5. 概算要求の提出に当たっては、8月末日の期限を厳守するものとする。なお、特別の事情により、この期限後に追加要求を提出せざるを得ない場合であっても、上記の基準により算出される額の範囲内とする。

政策資料 (1995年7月～8月)

7月

- 「特集」 1995年参議院選挙政策大綱
- 「資料」
 - ・ 介護休業法制化関係
(修正案要綱・法案に対する討論他)
 - ・ スポーツ振興くじ関係
(問題の経過と論点・法案要綱)

8月

- 「特集」 連立政権1年の成果
 - ・ 三党合意の実現状況
 - ・ 当面の重点政策
- 「資料」
 - ・ 日本と世界・アクション2000
 - ・ 新産業創生に向けて

平成 8 年度一般歳出の概算要求基準

[区 分]

[8 年 度 要 求 基 準]

1. 原 則 要 求 基 準

経常的経費 削減対象除外経費を除いた経費（一般歳出に占める割合は約1割）について、一般行政経費は15%の削減、一般行政経費を除く経常的経費は10%の削減を行う。

2. 公 共 投 資 重 点 化 枠

投資的経費 5 %の加算を行う（公共事業費については、公共投資重点化枠とあわせ 5 %）。

3. 経済発展基盤・学術研究臨時特別加算

投資的経費 3, 000 億円

4. 例 外 事 項 経 費

(1) 人 件 費
 (2) 年 金 成 熟 費
 (3) 政 府 開 発 援 助 費
 (4) 石 油 税 財 源 の 特 会 緑 入 費
 (5) 国 際 条 約 の 歳 出 費

5. 削 減 対 象 除 外 経 費

(1) 上記 4 の 例 外 事 項 経 費
 (2) 生 活 保 護 費 等
 (3) 利 子 补 備 費
 (4) 予 備 費

6. 軽 減 措 置

上記の結果、前年度予算に比べ減額となる所管については、その 1 / 2 相当額を加算

7. 特 殊 要 因

平成 7 年度の参議院議員通常選挙に必要な経費の減、平成 7 年度の国勢調査の実施に必要な経費の減等

(単位：億円)

区 分	7 年度要求基準額	8 年度要求基準額
1. 経常的経費の減額 (1) 原則削減額 (2) 軽減措置額	△ 4, 400 △ 4, 500) 100)	△ 4, 500 △ 4, 600) 100)
2. 投資的経費の増額 うち公共投資重点化枠	4, 600 3, 000	4, 800 3, 000
3. 経常的経費の増額 経済発展基盤・学術研究臨時特別加算	—	1, 400
4. 例外事項増加額 (1) 人 件 費 (2) 年 金 成 熟 費 (3) 政 府 開 発 援 助 費 (4) 石 油 税 財 源 の 特 会 緑 入 費 (5) 国 際 条 約 の 歳 出 費	17, 800 4, 790) 9, 900) 820) 290) 2, 000)	16, 600 3, 830) 8, 450) 780) 380) 3, 160)
5. 原則要求基準額 (1+2+3+4)	18, 000	18, 300
6. 特殊要因加減算額	1, 700	△ 400
7. 要求基準額 (5+6)	19, 700	17, 900

以上のはか、「社会资本整備特別措置法」による事業に係る要求については、昨年同様、13, 000 億円とし、その内訳は、公共事業 12, 300 億円、民活事業 700 億円とする。

概算要求に当たっての基本方針

96年度（平成7年度）概算要求基準（シーリング）が8月4日に決定した。

経常的経費は、マイナス10%、そのうち、省庁が使う印刷費、会議費等の一般行政経費についてはさらに切り込みマイナス15%。

但し、経常的経費の中に今年は新たに「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」1,400億円が設けられた。「公共事業関係費」、「その他施設費」、「出資金・貸付金」からなる投資的経費は、プラス5%。人件費等の例外事項の増加額は、1兆6,600億円。

こうした結果、一般歳出規模は前年度比4.2%増の44兆円弱となる。

今年の特徴は、1983年度から続けられているマイナスシーリング方式が、変化の激しい時代の予算編成基準としてふさわしくなっているとの認識が広まり、科学技術や情報通信など多くの政策課題について「特別枠」を求める声が相次いだ点である。これを受けて、前述のような1,400億円の「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」枠が設けられ、新時代のニーズに応える新産業・社会分野の芽を出しやすいような工夫を凝らした。

また、昨年に引き続き、「公共投資重点化枠」3,000億円が設けられ、従来の公共投資配分変更に取り組むこととなった。

このような経過を踏まえ、与党政策調整会議は、別掲のような「概算要求に当たっての基本方針」を決定し、五十嵐官房長官に申し入れた。

政策調整会議

本日、平成8年度概算要求基準が決定された。

われわれは、これまで平成7年度第1次補正予算、公共事業の前倒し実施において、景気対策、阪神・淡路震災復興、新社会資本拡充等の国民的ニーズに機動的に対応してきたところである。

平成8年度概算要求基準の決定に際し、経済発展基盤・学術研究関係の新たな財政需要に対応する措置が新しく講じられた点や、公共投資の重点化を図る枠が設けられたことなど、われわれ与党の方針が活かされたものと

考える。

政府は、以上の経緯を踏まえ、次の点を特に念頭におき、概算要求づくりを進めるべきである。

- 1 厳しい財政状況下ではあるが、与党三党の「当面の重点政策」（6月30日）を踏まえ、各省庁とも国民に目に見える形で新味のある施策を概算要求に盛り込み、村山連立政権の特色を国民にアピールできるような内容とする。

2 中でも、景気の早期回復を最大の重点課題とする。同時に、21世紀を展望して、新産業分野の開拓を始め経済構造の改革を積極的に進め、高齢社会に対応する諸施策を展開する。また、行財政改革を徹底して推進し、あらゆる経費について大胆な見直しを行うべきである。

3 「公共投資重点化枠」の配分に関しては、与党の責任において、生活関連社会資本や、科学技術、教育・研究開発、情報通信基盤等の新社会資本分野への重点配分を行い、公共投資全体の配分変更を進める。

また、「経済発展基盤・学術研究臨時特別加算」に関しても、新時代に応えうる予算であることが明示されるようにする。

4 防衛予算に関しては、与党防衛調整会議が合意した「平成8年度防衛関係予算概算要

求基準枠の設定にあたって」に沿って編成する。

また、非軍事的な国際協力を積極的に進めることとし、このため政府開発援助の拡充を図る。

5 景気動向に機動的に対処するため、大型の平成7年度第2次補正予算の編成に9月早々にも着手し、平成8年度予算と連続的なものとして位置付け執行する。

第2次補正予算には、景気対策のほか、阪神・淡路震災復興、ウルグアイ・ラウンド合意対策等に係る予算が配慮されるものと考える。

6 平成9年度予算以降のシーリング方式の運用や公債政策の基本的あり方に関して、与党において別途検討の場を設け、議論を進めること。

平成8年度防衛関係予算 概算要求基準枠の設定にあたって

1995・8・4

与党防衛調整会議

平成8年度防衛関係予算の概算要求基準枠については、1,370億円の増、伸率2.9%とする。

1. 人員削減については、今後新しい防衛計画の中で描かれたものに従い来年度予算から実現すること。
2. 正面装備国庫債務負担行為については、

未契約で国際的な問題等を生じないものや国会議決の変更等の問題を生ぜずに行いうる歳出化については、繰り延べの可能性について検討し、できる限り繰り延べに努力すること。

3. 宿舎・隊舎の充実等を含め自衛隊員の待遇改善や自衛隊の教育訓練に支障をきたさぬよう十分配慮すること。

4. 平成8年度新規正面契約については、平成7年度予算編成の実績を踏まえ、一層の削減に努力すること。

5. 来年度から冷戦後の新時代に相応しい新しい防衛計画を開始できるよう、与党として三党合意に基づいて新しい防衛力のあり方を検討すること。

X

96年度防衛関係予算の 概算要求基準枠の設定結果について

1995・8・4

社会党安保調査会

1. 96年度防衛関係予算の概算要求基準枠の設定について、与党防衛調整会議で連日の協議を続け、本日未明 1,370億円増、2.9%の伸び率で決着した。

この結果、わが党の要求した「0.855%以内」を超えたものの、自民党的当初要求4.1%よりも1.2%低い伸び率に抑制することができた。また、自衛隊の人員削減・後年度負担の一部繰り延べの追求・正面装備の一層の圧縮について合意したこと、将来に向けた軍縮への足がかりを確保した。今後、8月末の概算要求、今秋の新防衛構想の策定、12月の96年度政府予算案の決定に向けて、党として防衛予算のさらなる抑制に努力する。

2. 後年度負担の削減については、党としても、繰り延べ可能な項目を洗い出すとともに

に、その繰り延べに最大限努力する。自衛隊の人員削減については、政府における新しい防衛力のあり方検討の議論を踏まえつつ、中期的に実員の削減につながるような計画を来年度予算から実施することに努める。新規正面契約については、平成7年度の正面契約の削減率(-6.5%)を上回る削減をめざすとともに、調達装備の内容についても冷戦後の軍縮時代に対応する観点から精査することに努める。

3. 「当面の重点政策」として「軍縮をすすめる」ことを確認した三党合意に基づいて、「中期的に自衛隊の規模・態勢を縮小再編していく新しい防衛力のあり方の検討を急ぎ、与党及び政府においてそれを実現するよう最大限努力する。



介護休業法制化の意義と今後の課題

長谷川 崇之

- ・欧米諸国に老親介護休業を法制化している国はなく、老親介護問題には、精神的情緒的な面は別として、家族介護ではなく社会介護で対処することを基本とすべき。
- ・新ゴールドプランの策定により、日本もようやく欧米諸国並みの社会介護水準をめざすことになったところ。
- ・今回の介護休業法制化は、公的介護サービスの体制が整っていないのに対応して、老親等の介護に当たらなければならない労働者に雇用の継続を保障するためのもので、高齢者介護策としては当面の補完的措置。
- ・家族的責任と職業上の責任の調和を図れるようにするために、さらに西欧諸国に見られるような子どもの看護などのための休暇の法制化に取り組まなければならない。

はじめに

■反対は新進党だけ

長年の懸案であった老親等家族介護休業法制化のための育児休業法改正案が先の第132回通常国会で実現した。しかし、今回の立法経過の中では、その評価や位置付けなどをめぐり様々な意見があり、連合の法制化要求や取組み、それに新進党の政治的対応などもあって、その実現がござって歓迎されることにはならなかったのは残念である。共産党でさえ（と敢えて言うが）政府案に賛成したのに、新進党（参議院では新進党と「公明」による会派「平成会」）のみが対案（参議院ではそれに沿った修正案）を提出して、政府案に反対した。

■大切な社会ビジョン

老親等介護休業法制化問題は、育児休業法制化の場合と比べ、対象家族の置かれた状況

が切実であるとともに、あまりにも複雑で、たくさんの論点を抱えている。国会審議の中では、必ずしもこれらの論点が十分検討され、整理されたとは言えない。一番大切なことは、われわれはどのような社会ビジョンをもつかであり、それによってこそ今回の立法の意味合いが理解され、評価も定まってこよう。

そこで、若干の基本的な論点について改めて整理し、今回の介護休業法制化の意義と今後に残された課題について確認しておくこととしたい。

社会党としての論点の整理、基本的考え方や今回の政府案に関する見解、取組みなどは、労働政策調査会「家族看護・介護休業法制化問題に関する基本的考え方（1993年7月）」や、関山政審会長と永井労働部会長の連名によることし3月20日付けで国会議員などに配布された文書「介護休業法制化のための育児休業法改正案について」で明らかにされており、それぞれ本誌1993年12月号、ことし5月

号に収録されているので、ぜひとも参照されたい。

なお、上記「基本的考え方」については、今回の立法に当たって労働省が設置した介護休業専門家会合の座長を務めた北海道大学の保原喜志夫教授から「各種介護休業制度関係報告等のなかにあって、よく考え抜かれた出色の内容」(『介護休業法制の検討(下)』『ジュリスト』No.1065〔1995.4.15〕)、「今回の報告書の作成にも少なからぬ影響を与えた(「新」介護休業法構想のポイント)『労働法学研究会報』No.1990〔平6・12・2など〕)——などと高い評価を頂いていることを付言しておく。

欧米にはない「老親介護休業」

■ ILOや旧ECが追求しているもの

まず、欧米諸国には、「いわゆる『寝たきり』や痴呆症などの老親の介護のための休業制度」はみられないこと、あるいは「病気になった子どもや配偶者などの看護のための休暇制度」で、こちらの方は、むしろ法制化されていない国の方が少ないことを確認しておきたい。

「老親介護のための休業」の法制化の主張に際して、しばしばILOの1981年の家族的責任を有する労働者条約(156号。先般の国会で批准承認)とこれに対応する勧告(165号)や旧ECの1983年(1984年に一部修正)の「親休暇及び家族休暇に関する指令案」などが援用されるが、その内容を具体的に見てみると、まず、ILO 165号勧告は、①「被扶養者である子」及び「保護又は援助が必要な他の近親の家族」(ILO 156号条約では「保護又は援助が明らかに必要な他の近親の家族」)が、②「病気」の場合に、③休暇を認めること——を加盟国に求めている(IV雇用条件—23(1)~(3))。また、旧ECの家族休暇指令案は、①「家族から生ずる差し迫った

理由」がある場合に、②「1年につき最低日数の休暇」を認めることを求め、「家族から生ずる差し迫った理由」として考慮されるべきものとして「配偶者の病気」「近親者の死」「子の結婚」「子又は子を世話する者の病気」等を挙げている(第8条)。

このように、「家族的責任を有する労働者」のための休業・休暇としてILOや旧ECが追求しているのは、「病気になった家族(第1義的には子であり、次いで配偶者)の世話をするために毎年与えられる比較的短期間の休暇」であって、「老親介護のための比較的長期間の休業・休暇」ではない。

■スウェーデンの看取り休暇とアメリカの育児・病気・看護休暇

スウェーデンには「親族等介護有給休暇法」(1988年)があるが、これは、重症患者を対象とし、患者本人の意思に基づいて親族等による在宅介護が行われる場合に、その親族等に最高30日までの有給休暇を認めようというものである。雇用主には請求のあった休暇を即時与える義務が負わされていることでもうかがえるように、自宅で親しい者に看取られて死にたいというガン患者等の死期を迎えた者の願いに応えようとしたものであって、介護休業法というよりもむしろ「看取り休暇法」と言うべきものである。

また、アメリカには「家族・医療休暇法」(1993年)があるが、これは、「医療上の理由のため、子の出生又は養子縁組のため、そして、重大な健康状態にある子、配偶者又は親の世話(care)のため」の休暇を、年間12週間まで、男女労働者に保障しようというものであり、言わば「病気・育児・家族看護休暇法」である。「本人の病気休暇」及び「育児休暇」が「家族看護休暇」と併せて設けられているのが、他国に例をみない特徴であるが、「病気休暇」及び「育児休暇」を除けば、「家族看護休暇法」であって、これは、ILOの156号条約や165号勧告の趣旨、旧ECの

「家族休暇指令案」が求めているものと合致している。

欧米諸国は、老親の介護については、その子に責任を負わせられないと考え、家族による介護ではなく、社会サービスの整備によりこの問題の社会的な解決を図ってきた。だから、欧米諸国では、「老親介護のための休業制度」は見られず、働き続けるためには、むしろ「病気の子の看護」などの方が切実な問題になっているのである。

「家族介護」から「社会介護」へ

■保守派の老親孝養論、家庭基盤充実論

日本の場合、日本国憲法と新民法により、戦前の「家制度」が廃止され、家族は個人の尊厳と両性の平等に基づいて形成されなければならないものとされたが、それでもなお、老親の扶養・介護をするのは子として当然という考え方方が、保守勢力の間はもちろん、広く国民の間に根強く残ってきた。

講和・独立後には、保守政権により憲法や法律の見直しが進められる中で、1954年11月、自由党憲法調査会（岸信介会長）が「日本国憲法改正案要綱」を発表したが、その中には「子の親に対する孝養の義務を規定すること」が盛り込まれ、特に女性から全国的な非常に強い反発を呼んだ。

また、高齢化の進展への対応が論議されるようになる中、1979年6月には、自民党政務調査会が「家庭基盤の充実に関する対策要綱」を発表し、その中で「老親の扶養と子どもの保育と競争は、第一義的には家庭の責務である」として、「老親扶養三世代家庭の維持促進」を打ち出した。大平内閣の「家庭基盤充実構想」と相呼応するものだが、1975年の国際婦人年を契機に男女平等の実現をめざす声が高まってきた頃のことと、「老親の世話を家庭の責務とすることは、事実上、女性に老親の世話を一方的に押しつけようとする

もの」と、厳しい批判が浴びせられた。

■大半の女子労働者の希望

男女雇用機会均等法が成立し、国連の女子差別撤廃条約の批准が承認されたのは1985年のことだが、この頃になると、大分様子が変わってきた。

6年前の1989年8月、5人の学者による「長寿社会における女子労働者等福祉に関する調査研究会」（座長＝高梨昌・信州大学教授）が「老親介護に関する労働者福祉対策のあり方について」の「中間報告」を発表している。これは労働省の委託研究で、対象家族の範囲や介護休業の期間など介護休業制度について具体的な考え方を述べた最初の政府関係文書だと思うが、その中に介護に関する労働者の意識について次のような記述がある。

……昭和62年生命保険文化センターの「老後生活と介護に関する調査」によると、夫の意識としては「介護はできるかぎり家庭で家族がすべきだ」とする意見が大半を占めたが、妻の意識としては年齢が低くなるほど「介護は必ずしも家庭で家族がすべきとは思わない」とする者の割合が高くなり、40歳台前半までの妻では過半数を占めるなど、女性が家庭で介護すべきであるという意識は女性自身の中で薄れつつあることがうかがわれる。

また、「希望する介護の場所」についてどう考えているか尋ねたところ、今後、自分の親や配偶者の親が1か月以上の療養・介護が必要になった場合には「病院・施設等に入院・入所させたい」とする者が過半数を占めるとともに、自分自身が将来1か月以上の療養・介護が必要になった場合には「病院・施設等に入院・入所したい」とする者が7割を占め、特に女子労働者では8割強の者が病院・施設での介護を希望している——という調査結果も紹介されている。

■ 画期的な社保審委員会報告

この長寿研報告が発表されてから5年後の昨年9月には、社会保障制度審議会の「社会保障将来像委員会第2次報告」が発表されたが、この報告は画期的なもので、「家族形態の多様化、小規模化、さらには共働き世帯の増加などにより、家庭内の役割分担や老親扶養に対する考え方も多様化していく。家庭での介護や育児の力が弱まり国民の間に社会保障制度に対する期待が高まっていく」として、「公的な介護保障制度の確立」の必要性、つまり、高齢者が「家族介護」に依存せずに自立した生活を送ることができるような「社会介護」の体制整備が必要であることを強調している。

高齢者介護の現実は、しばしば実に厳しく深刻である。民間グループの調査では、言わゆる「寝たきり」や痴呆症老人を介護している家族が、その疲労や終わるメドのない辛さに耐えかねて、お年寄りを虐待するケースが急増していると指摘されており、中には、殺人事件に発展した例もある。このような事実は、家族介護には限界があり、公的な介護サービスの整備が急務であるとわれわれに迫っている。

「高齢者保健福祉推進十か年戦略」、いわゆるゴールドプランが策定されたのは、1989年の12月のこと。市町村及び都道府県にそれぞれ「老人保健福祉計画」の策定を義務づけることとした老人福祉法等8法改正案が成立したのは1990年6月、施行されたのは1993年4月である。そして、昨年12月には、ゴールドプランを大幅に見直し、新ゴールドプランが策定され、わが国も西欧諸国並み社会介護の水準をめざすことになった。1983年12月に、当時の田辺書記長が「家庭介護員派遣事業法案要綱」を発表し、1990年2月には、当時の土井委員長が「重介護保障政策大綱」を記者発表して以来の社会党が取組みが、ようやく実を結んだわけである。

■ 物理的・経済的介護と精神的介護

ところで「家族介護」を主張するのは自分の親、高齢者にやさしく、「社会介護」を主張するのは冷たいことであるかのように受け止める向きがあるが、それは正しくない。むしろ、物理的負担や経済的負担が社会政策によって取り除かれることによって、精神的・情緒的介護を充実させることができる。

福祉先進国である北欧諸国は、時折、個人主義の人情薄い社会であるかのように取りざたされるが、決してそうではない。例えば、デンマークのある調査結果では、子どもと別居している70歳以上の高齢者の大半(77%)が、最近子どもに会った時期について「一週間以内」と答えている。これと比べれば、むしろ人情厚いと思い込みがちな日本の方が、労働条件や居住条件などの制約を考慮しても、人情薄い面があると言わざるを得ないのが実態ではないか。

今後に残された課題

介護休業の法制化が実現したのは、社会党の努力の成果であり、村山内閣の実績の一つである。しかし、これで高齢者介護問題が解決したわけではないことは、もちろんある。今回実現したのは、高齢者福祉のための立法ではなく、あくまで労働者が働き続けられるようとするための労働者福祉の立法であって、公的な介護サービスの体制が整っていない現状に対応した、補完的な措置にすぎない。

われわれは、今回の立法を最大限に活用することはもちろんだが、それぞれの地域で社会的な介護サービスの整備にもっともっと力を入れる必要がある。また、男女とも家族的責任と職業上の責任とを両立させ得るように、本人の病気休暇と併せて家族の病気看護休暇の法制化の取組みを新たにスタートさせなければならない。

(はせがわたかゆき・政審事務局次長)

編 集 後 記

史上最低の投票率となった参議院議員の選挙となってしまったが、国民の政治不信あるいは政治に対する無関心の増大は、わが国議会制民主主義にとってきわめて重大と言わなければならない。政党政治が制度的にも確立していく過程での、この現象をどう打開できるかは、政党にとっても重大責任があると言わなければならないが、さて何から始めるべきなのか改めて考えさせられる。◆それでも、この間の世論の社会党に対する風当たりはすさまじかった。マスコミは、一斉に社会党の「大敗」の既成事実化を連続して取上げた。そして結果は議席の大大幅減、まさに敗北であり、その影響は、早速身近に出てくる。先ず議席の数により国会の中の控室、自動車、電話、配置される職員の数などが決定するため、執務室の明け渡しなどに対応する者の「敗北の悲哀」はまた格別である。◆しかし、比例区における獲得票は前回とそれほど変わらず、議席においては前回と同じとい

うことは、国民の社会党に対する期待は大きいということを証明していることでもあり、それだけに今後の党の一層の奮起が求められる。◆選挙の結果を踏まえながら内閣は改造し、第2次村山内閣が出発した。戦後50年という節目の年でもあり日本が過去の戦争の誤りをハッキリ自覚し、世界平和と民生の安定のためにどのような貢献をするかについては、世界の人々もまた注目しているところである。その意味では、内閣総理大臣、衆参の議長、最高裁長官、いわゆる三権の長が被爆地の広島と長崎をそろって訪問し、平和を希求する共通の姿勢を示したことは、極めて意義あることである。◆そんな中、世界のひとびとの核廃絶の願いを無視するがごとく、フランスが核実験の再開の方針をあきらかにした。大国の身勝手が平和に暮らしている人々に、大きな脅威を与え続けることが人類の歴史においていつまで許されるか怒りを覚える。

(YH)

政策資料編集委員会

委員長 関山信之
編集委員 大畠章宏 田口健二
 緒方克陽 稲山篤
 葉科満治 温井寛
 川那辺博 石田武
 石田好数 早川幸彦
 河野道夫 小川正浩
 長谷川崇之 伊藤安博
 西川洋 平塚博
 兼事務局長 浜谷惇
 会計監査 石橋大吉 糸久八重子

「政策資料」購読料のお知らせ

定価 一部 450円
 送料 76円
 年間購読料 6000円(前納)
 郵便振替 東京00180
 4-80821

 又は
 大和銀行 衆議院支店
 普通 203888
 日本社会党政策審議会

POLICY AND LEGISLATION

SEISAKU SIRYO

September 1995

No. 348

<FOREWORD>

OHATA Akihiro

Vice-Chairman of the Policy-Making Board

<FEATURE>

*Policies and Statements for the Election of the House of
Councilors
Results of the Election*

<DOCUMENTS>

Draft Law on Better Aging Society

*Diet Resolutions to Protest Chinese Nuclear Testing and
Oppose French Nuclear Testing*

*Statement on APEC Liberalisation Process of Agricultural
Products*

(the 3-Party Committee on Agriculture)

Cabinet Statement on the Draft Budget of FY 1996

Principles of Compiling the Draft Budget of FY 1996

(the 3-Party Policy-Coordinating Committee)

Statement on Defense Budget of FY 1996

(the 3-Party Committee on Defense)

政策資料 9月号

Published by Policy-Making Board Social Democratic Party of Japan

First Members Office Bldg., the House of Representatives
2-1, Natata-cho, Chiyoda-ku, Tokyo, Japan
Phone(03)3581-5111 Ext. 3880-4 Fax(03)3502-5857

編集人 政策資料編集委員会

発行人 日本社会党政策審議会

代表 関山信之

〒100 東京都千代田区永田町2-2-1

衆議院第一議員会館

電話 03(3581) 5111 内線3880~4

FAX 03(3502) 5857

定価 450円 (送料76円)